



紀北町 第2次総合計画



マスコットキャラクター
きーほくん

紀北町

はじめに



このたび、平成 29 年度を初年度とする「紀北町第 2 次総合計画」を策定しました。本計画は、今後 10 年間の新たなまちづくりの基本的な指針となり、目指すべき将来像を「みんなが元気！紀北町 ～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」と掲げました。

本町は現在、人口減少や少子高齢化が進展し、地域経済においては依然として縮小化傾向で推移しています。また、近い将来に南海トラフ地震の発生が危惧されている等、様々な課題を抱えています。一方、待ち望まれた紀勢自動車道が延伸し、都市部との時間的な距離が大きく短縮されました。

このような本町を取り巻く情勢の変化に対応するため、学校や公共施設の耐震化、津波避難タワーの建設、紀勢自動車道紀北パーキングエリアへ地域振興施設「始神テラス」の整備等を進めてきました。

本町では、地方分権・地方創生の時代の潮流を踏まえ、今後 10 年間、本計画に基づき、自然と共生する「安全・安心」な暮らしを基本に「にぎわい」のある、「人・地域の元気」を生み出すまちづくりに取り組みます。前半の 5 年間につきましては、特に重点的に取り組む施策として、「安全・安心」、「健康増進・生涯現役」、「にぎわい・交流」、「子育て・教育」をテーマとした 4 つの重点プロジェクトを定め、積極的に推進してまいります。また、これらの計画の実施にあたっては、より一層、町民の皆様との連携・協働に取り組みます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました総合計画審議会委員、策定委員、関係団体並びに町議会議員の皆様をはじめ、まちづくりに関するアンケート調査やパブリックコメントなどを通じてご協力をいただきました町民の皆様に対しまして、心よりお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

紀北町長 尾上 壽一

目 次

第1部 序 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画策定の目的	2
第2節 総合計画の役割	2
第3節 計画の構成と期間	3
第4節 計画の評価・進行管理	4
第2章 紀北町の状況	5
第1節 紀北町の概要・歴史	5
1. 町の概要	5
2. 町の歴史	7
第2節 人口等の動向	8
1. 人口等の推移	8
2. 将来人口の見込み	9
第3章 これからのまちづくりに向けて	10
第1節 住民アンケート調査結果からみるまちづくりへの思い	10
第2節 今後のまちづくりに生かすべき特性	17
第3節 新しいまちづくりで対応すべき課題	19
第2部 基本構想	21
第1章 まちの将来像	22
第1節 まちづくりの基本視点	22
第2節 まちの将来像	23
第2章 基本目標と施策の大綱	24
第1節 基本目標	24
第2節 施策の大綱	27
基本目標1 ずっと暮らせる安全・快適なまち	27
基本目標2 やさしさに支え合う健康・福祉のまち	29
基本目標3 魅力と活力ある産業のまち	31
基本目標4 心豊かに夢を育む教育・文化のまち	33
基本目標5 とともに担う参画と協働のまち	34
第3部 前期基本計画	35
第1章 重点プロジェクト	36
第1節 重点プロジェクトについて	36
第2節 前期基本計画における重点プロジェクト	37

第2章 前期基本計画	41
第1節 ずっと暮らせる安全・快適なまち	41
1. 防災・消防	41
2. 交通安全・防犯・消費生活	44
3. 土地利用	46
4. 道路・交通・港湾	47
5. 住宅	49
6. 水道	50
7. 環境保全・環境衛生	51
8. 情報化	55
第2節 やさしさに支え合う健康・福祉のまち	57
1. 子育て・児童福祉	57
2. 高齢者福祉	59
3. 障がい者福祉	61
4. 地域福祉	63
5. 健康づくり・医療	64
6. 社会保障	66
第3節 魅力と活力ある産業のまち	68
1. 農業	68
2. 林業	71
3. 水産業	73
4. 商工業	76
5. 観光	78
6. 雇用・就労	81
第4節 心豊かに夢を育む教育・文化のまち	82
1. 幼児教育	82
2. 学校教育	83
3. 社会教育・青少年健全育成	86
4. スポーツ	88
5. 文化・芸術	91
第5節 とともに担う参画と協働のまち	93
1. 協働のまちづくり	93
2. コミュニティ活動	95
3. 人権・男女共同参画	96
4. 交流、定住・移住	98
5. 行財政経営	100
第3章 前期基本計画における満足度指標一覧	102
資料編	105
■用語解説	106

第1部 序 論



ササユリ（町の花）

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本町は、三重県南部、東紀州の玄関口に位置し、平成17年10月11日に紀伊長島町と海山町の2町の合併によって誕生しました。

本町の特性・資源を生かした、魅力あるまちづくりを進めていくため、平成18年度に「自然の鼓動を聞き みなが集い、にぎわう やすらぎのあるまち」を将来像に掲げた基本構想（平成19年度～平成28年度）と前期基本計画（平成19年度～平成23年度）からなる「紀北町第1次総合計画」を策定しました。

また、平成23年度に基本計画の見直しを行い、後期基本計画（平成24年度～平成28年度）に基づく各種施策を住民とともに積極的に推進してきました。

しかし、人口減少の進行、少子高齢化の進展、産業を取り巻く環境の急速な変化、安全・安心への意識の高まり、情報化の進展、環境意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、あらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

こうした時代潮流に対応し、地方分権・地方創生の時代において、行財政改革を進め、自立できる自治体づくりに向けた積極的な取り組みが求められています。

このため、次の世代に誇りを持ってつないでいく本町を住民と行政が協働して築いていくため、新たなまちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示す新たな指針として「紀北町第2次総合計画」を策定します。

第2節 総合計画の役割

総合計画とは、まちづくりの総合的な計画として最も上位に位置づけられるもので、総合的かつ計画的な行財政経営を進めていく上で、基本的な指針となるものです。

総合計画は、すべての行政活動の基本となる最上位計画としての位置づけから、大きく3つの役割を持ちます。

総合計画の役割

- ①住民みんなのまちづくりの共通目標
- ②町行政における施策や事業展開の指針
- ③わがまち紀北町の主張・情報発信

第3節 計画の構成と期間

紀北町第2次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、その内容と期間は以下のとおりです。

(1) 基本構想

基本構想は、本町の目指すべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な主要施策等を体系的に示すものです。

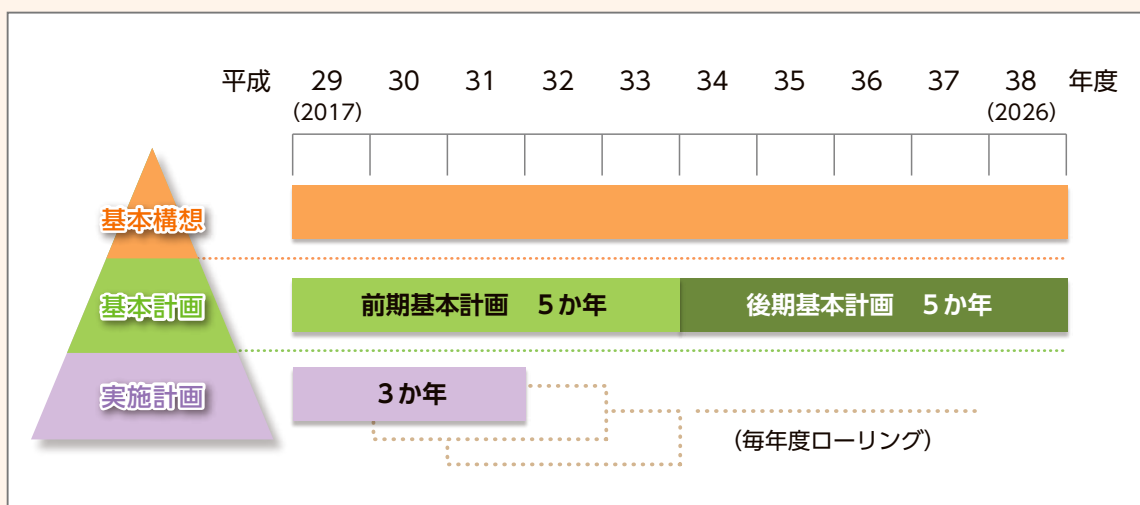
計画期間は、前期の目標年次を平成33年度、後期の目標年次を平成38年度とし、後期5年間については、中間年で見直しを行うものとします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。

計画期間は、3年間として別途策定し、ローリング方式*を採用し、計画の進行管理を行います。

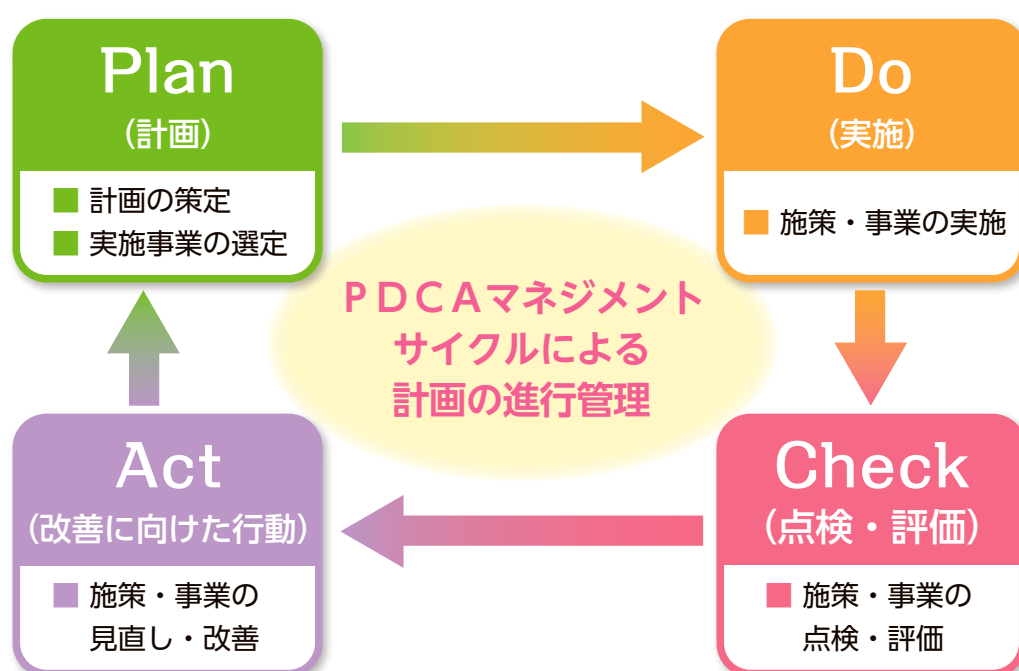
紀北町第2次総合計画の構成と期間



第4節 計画の評価・進行管理

本計画は、本町を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応し、本計画の実効性の確保を図るため、外部委員も含めた検証委員会（仮称）の設置など、具体的な施策に係る達成度などを検証する評価システムを確立し、PDCAマネジメントサイクル*による進行管理を行います。

計画の進行管理（PDCA）のイメージ



第2章 紀北町の状況

第1節 紀北町の概要・歴史

1. 町の概要

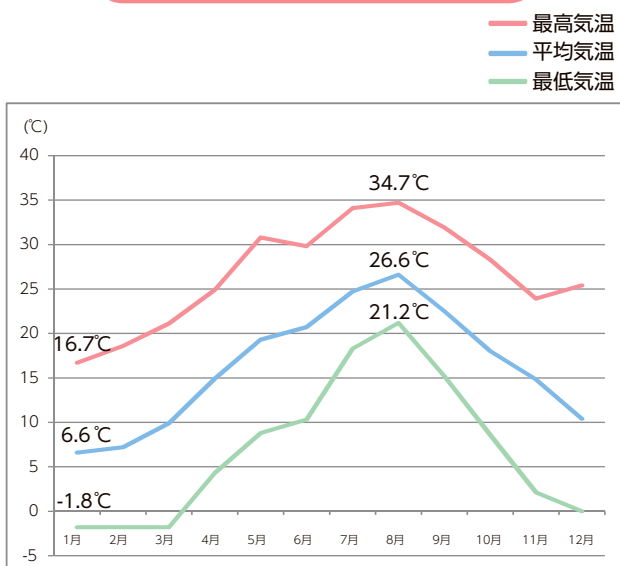
(1) 位置・地勢

本町は、三重県の南部、紀伊半島南端の潮岬と志摩半島の間、東紀州の玄関口に位置し、東は熊野灘、西は大台山系を境に奈良県と接し、南は尾鷲市、北は大台町、大紀町と接しています。地形は、大台山系から連なる急峻な山々と熊野灘特有のリアス海岸に囲まれ、平野部が少なく、町の総面積の9割近くを森林が占めています。

(2) 気候

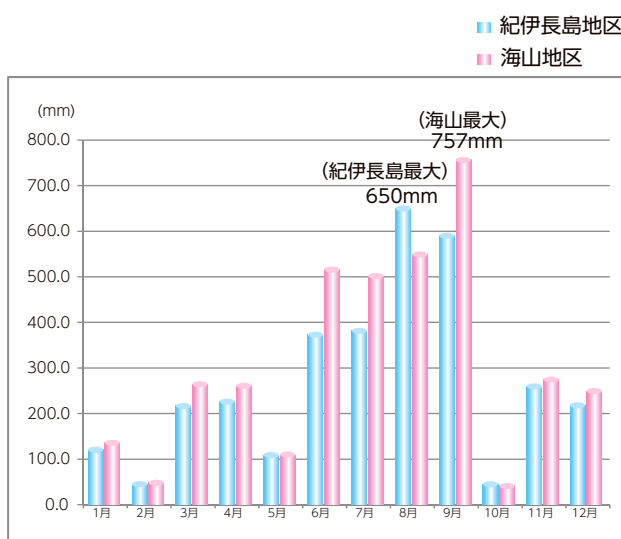
気温は、平成18年から平成27年の平年値で16.1℃と温暖でおだやかな気候となっています。年間降水量は、平成18年から平成27年の平年値で北部（紀伊長島地区）は2,713mm、南部（海山地区）は3,301mmとなっており、特に南部は全国でも有数の多雨地帯となっています。

平成27年の月別気温



※年間平均気温 16.3℃

平成27年の月別降水量



※年間降水量 紀伊長島地区 3,234mm
海山地区 3,712mm

※日最大降水量 紀伊長島地区 175.5mm (8/28)
海山地区 243.0mm (8/25)

(3) 土地利用

本町は、総面積で 256.53 k m²を有し、三重県全体の 4.4%を占めています。地目別にみると、農地 3.15 k m² (1.2%)、宅地 3.16 k m² (1.2%)、山林 229.76 k m² (89.6%)、道路、河川その他 20.46 k m² (8.0%) となっています。

(4) 道路・交通

本町の道路・交通網をみると、静岡県浜松市と和歌山県和歌山市を結ぶ国道 42 号と三重県志摩市と本町を結ぶ国道 260 号が交わる交通の要衝であり、このほか国道 422 号も通っています。平成 25 年 3 月に紀伊長島 I C まで、平成 26 年 3 月に紀伊長島 I C から海山 I C 間が供用開始され、紀勢自動車道が全線開通となりました。これにより名古屋市までの所要時間が短縮され、約 2 時間となっています。

鉄道網は、J R 紀勢本線が町内を縦断しており、紀伊長島駅、三野瀬駅、船津駅、相賀駅の 4 駅があり、このうち紀伊長島駅は特急停車駅となっています。

紀伊長島駅から特急で名古屋まで約 2 時間、東京までは新幹線の乗り継ぎを経て、約 4 時間で到着します。



ハイウェイウォーク（紀伊長島 IC 開通記念）



海山 IC ～紀伊長島 IC 間開通

2. 町の歴史

本町では、石器や縄文式・弥生式土器などが町内各地で出土し、古くからこの地に人が住みつき、生活を営んでいたことがうかがえます。

大化の改新以来、志摩国に属していましたが、平安の中期には、伊勢神宮の御厨^{みくりや}*となり、室町時代には地侍中心の村落を形成していたと考えられています。

戦国時代末期には新宮の豪族堀内氏の配下に入り紀伊国に属することになり、その後浅野氏の領有を経て紀州徳川藩領となりましたが、明治4年7月、廃藩置県により和歌山県となり、同年11月度会県、明治9年には三重県となり、荷坂峠以南は南・北牟婁に分けられ、本地域は北牟婁郡に属することになりました。

明治22年の町村制施行により、現在の紀伊長島地区では長島村・二郷村・三野瀬村・赤羽村の4村が誕生し、海山地区では相賀村・船津村・引本村の3村が誕生しました。

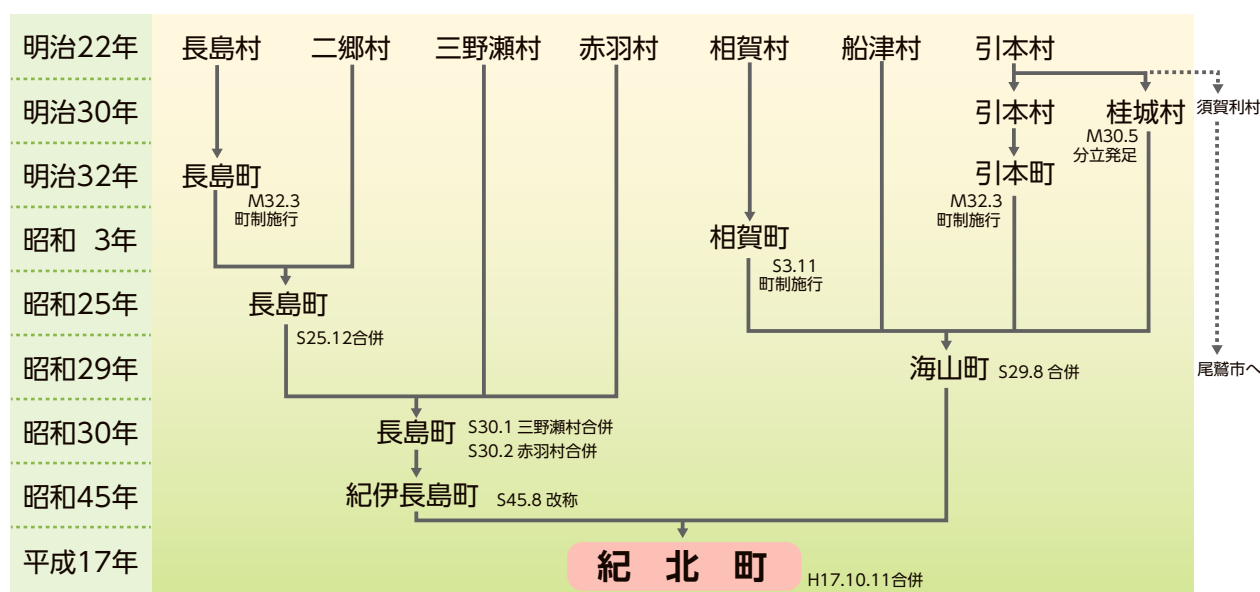
その後、明治30年に引本村から須賀利浦、島勝浦、白浦が分離し、須賀利浦は須賀利村に、島勝浦と白浦は合併し、桂城村となりました。また、明治32年に長島村と引本村が町制を施行し、それぞれ長島町と引本町に、昭和3年には相賀村が町制を施行し、相賀町になりました。

昭和25年に長島町と二郷村が、当時としては全国的にもまれであった自主合併を行い長島町となりました。

昭和29年に引本町・相賀町・船津村・桂城村の4町村が合併し、海山町となりました。また、昭和30年1月に長島町と三野瀬村が合併し、同年2月に赤羽村を編入合併し、昭和45年に町名を長島町から紀伊長島町に改称しました。

平成16年4月に紀伊長島町と海山町は「紀伊長島町・海山町合併協議会」を設置し、平成17年10月11日の合併により「紀北町」が誕生し、平成27年10月に合併10周年を迎えました。

町村制施行（明治22年）以降の沿革



第2節 人口等の動向

1. 人口等の推移

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、平成27年国勢調査の結果によると16,338人となっています。

近年の人口推移をみると、減少傾向で推移しており、平成17年の19,963人から、10年間で3,625人の減少となっています。

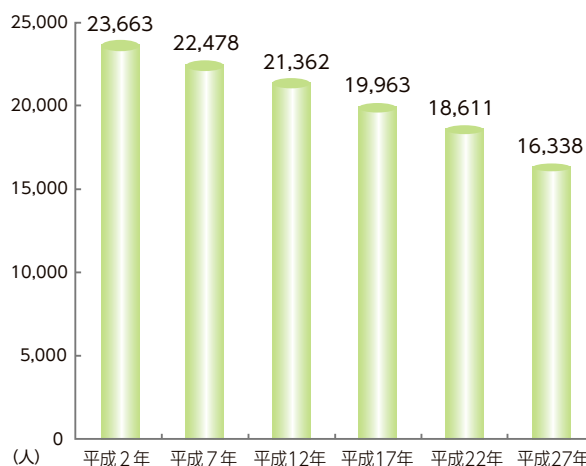
(2) 年齢階層別人口の推移

本町の年齢階層別人口でみると、平成27年の年少人口（14歳以下）は1,512人（9.3%）、生産年齢人口（15～64歳）は7,888人（48.4%）となっており、平成22年と比較すると人数、構成比ともに減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は6,899人（42.3%）と、平成22年より人数、構成割合ともに増加しています。

また、平成27年の全国及び三重県との比較でみると、年少人口割合（9.3%）は県平均（13.0%）、全国平均（12.6%）を下回る一方、高齢者人口割合（42.3%）は県平均（27.9%）、全国平均（26.6%）を大きく上回ります。

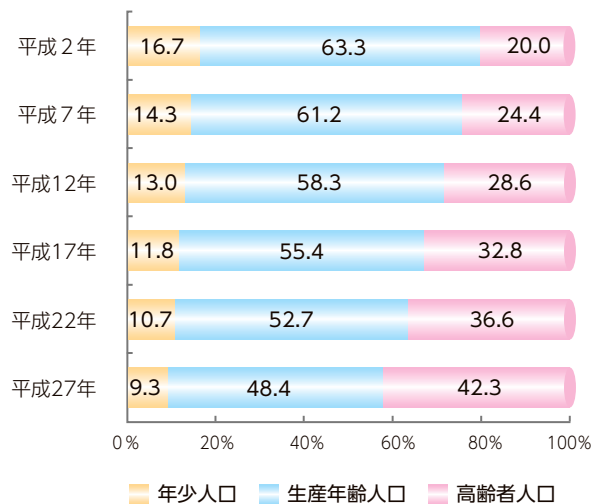
また、経年的な変化をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合は一貫して減少傾向にある一方、高齢者人口割合は増加傾向にあります。

総人口の推移



資料：国勢調査

年齢階層別人口の推移

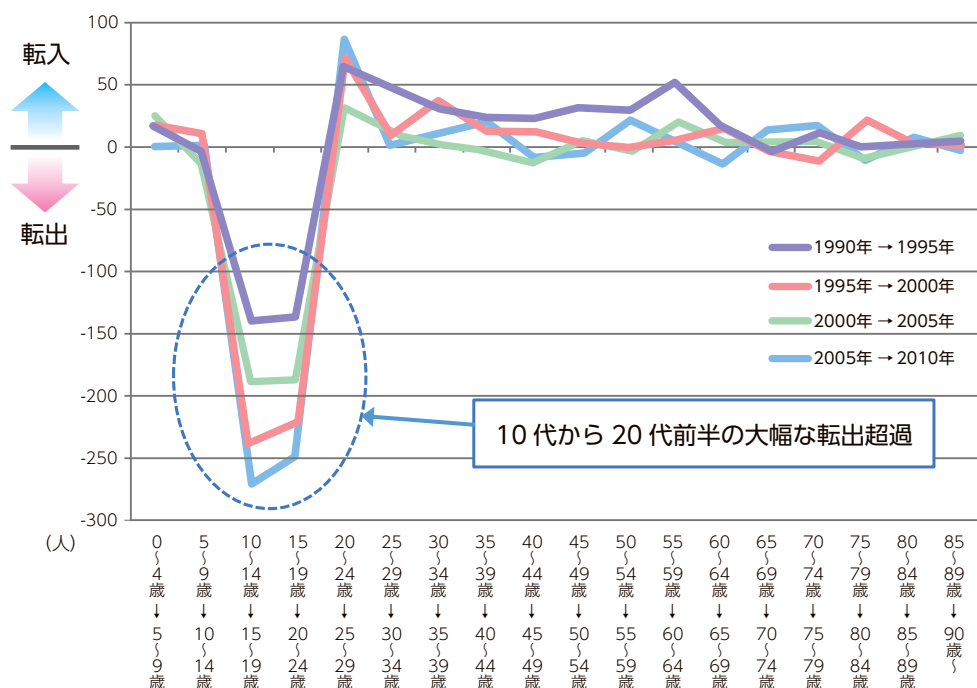


資料：国勢調査、年齢階層別割合は分母から年齢不詳を除いた割合（総人口には年齢不詳を平成22年に67人、平成27年に39人を含む）

(3) 人口移動の状況

本町の年齢別の人口動態をみると、1990年→1995年から最近まで、進学時、就職時の10～14歳→15～19歳、15～19歳→20～24歳の年齢階級で転出超過となっている一方、20～24歳→25～29歳の層では、Uターン等による転入超過がみられます。また、30代以上の層では人口移動が少なくなっています。

年齢階級別の人口移動の状況



資料：総務省「国勢調査」、総務省「住民基本台帳人口移動報告」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

2. 将来人口の見込み

本町の将来人口の見込みについては、紀北町人口ビジョンにおいて、合計特殊出生率の向上と転出超過傾向にある社会減対策を同時に進め、人口減少を抑制し、年少人口割合の増加と老年人口割合の抑制を図り、持続可能なバランスのとれた人口構成の実現を目指すとしています。

人口ビジョンにおける、本計画の計画目標期間に近似する平成37年の総人口は、15,056人と見込まれます。

※紀北町人口ビジョン

・本町の人口動向の特性・課題に基づき目指すべき将来人口の展望を示した計画。平成27年度策定。

第3章 これからのまちづくりに向けて

第1節 住民アンケート調査結果からみるまちづくりへの思い

第2次総合計画の策定にあたり、これからのまちづくりに対する住民意向を把握するため、平成28年1月に町内に居住する20歳以上の男女2,000人（無作為抽出）を対象に郵送法でアンケート調査を実施しました。回収結果は、有効回収数が692票、有効回収率が34.6%となっています。

アンケート調査結果での主要な回答結果は以下のとおりとなっています。

※留意点

- ・複数回答の設問は1人の回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の選択肢の文言は一部簡略化しています。
- ・端数処理のため%の合計が100%を前後する場合があります。

(1) 満足度・重要度について

本町の取り組みやサービスなど25項目について、「満足している」、「やや満足している」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満である」の5段階で回答してもらい、回答結果を満足度として点数化しました。その結果をみると「上水道」や「自然環境」、「ごみ収集・処理」への評価が高い一方、「交通機関」、「労働環境」、「消防・防災」などの満足度は低くなっています。

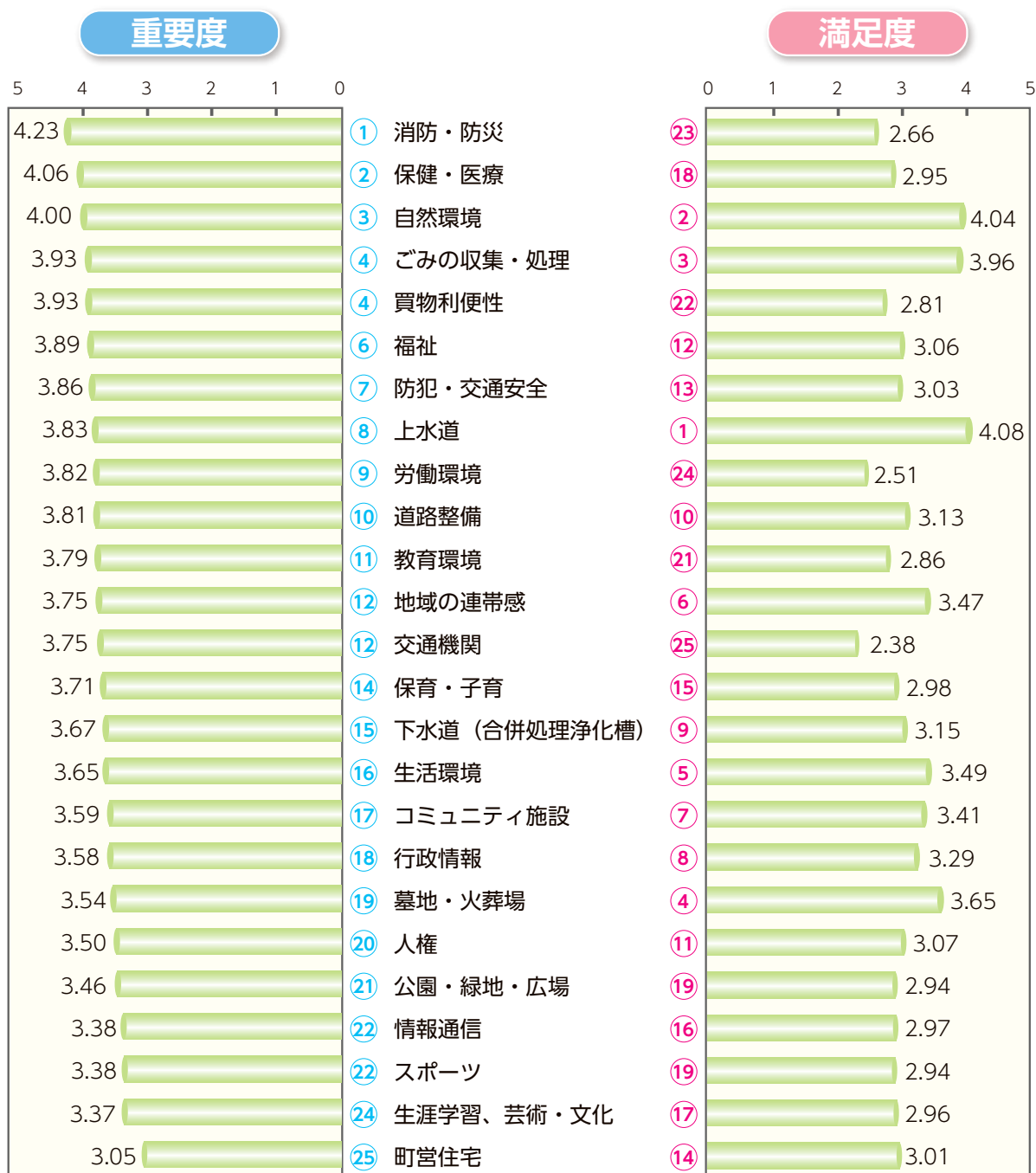
同様に重要度をたずねた結果をみると、「消防・防災」、「保健・医療」、「自然環境」が上位を占めています。

※評価点（満足度）の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する（重要度も同様に算出）。

$$\text{評価点} = \frac{\left[\begin{array}{l} (\text{「満足している」の回答者数} \times 5 \text{点}) + \\ (\text{「やや満足している」の回答者数} \times 4 \text{点}) + \\ (\text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 3 \text{点}) + \\ (\text{「やや不満」の回答者数} \times 2 \text{点}) + \\ (\text{「不満である」の回答者数} \times 1 \text{点}) \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{「満足している」、「やや満足している」、} \\ \text{「どちらともいえない」、「やや不満」、} \\ \text{「不満である」の回答者数} \end{array} \right]}$$

満足度・重要度について(全体、評価点)

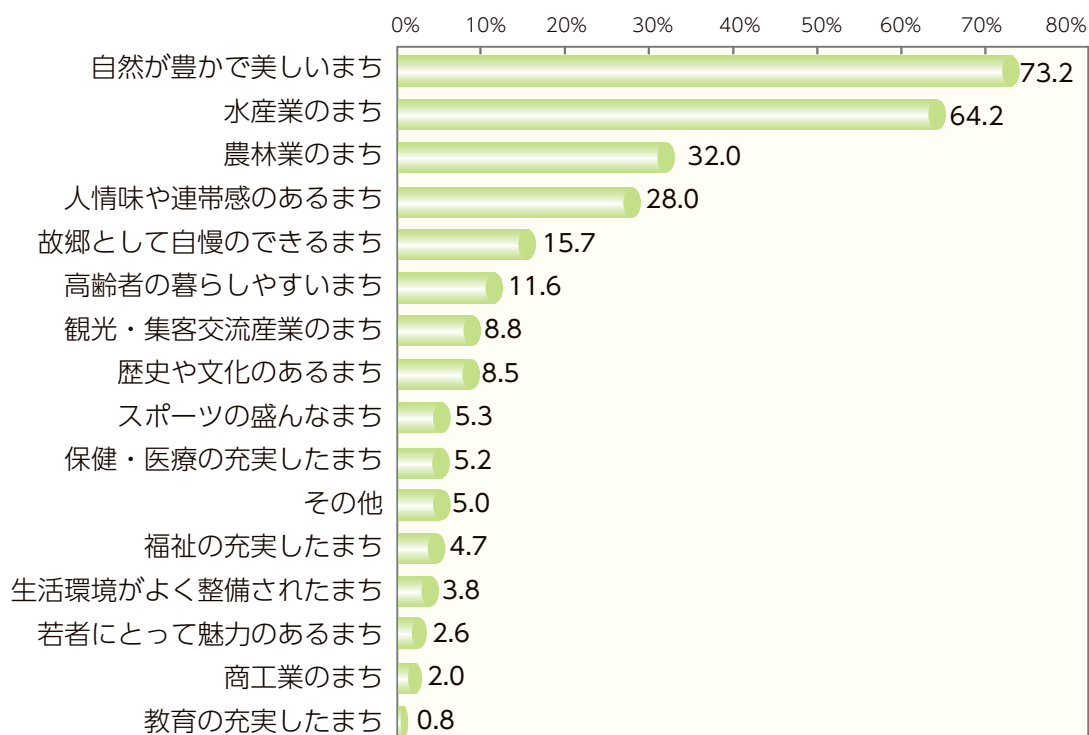


※丸数字は順位

(2) 町のイメージ

町のイメージとしては、「自然が豊かで美しいまち」、「水産業のまち」、「農林業のまち」などとあわせて「人情味や連帯感のあるまち」が上位に挙げられています。年代別でも、すべての世代で「自然が豊かで美しいまち」が第1位に挙げられています。

町のイメージ（複数回答／全体）



町のイメージ（複数回答／全体、年代別、上位3位）

単位：%

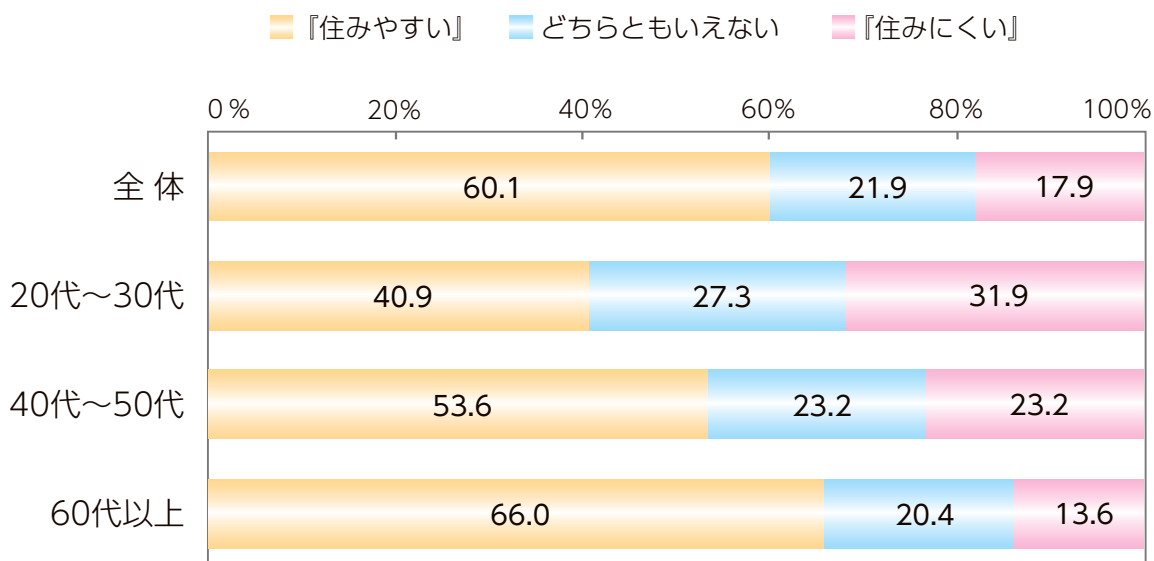
	第1位	第2位	第3位
全 体	自然が豊かで美しいまち (73.2)	水産業のまち (64.2)	農林業のまち (32.0)
20代～30代	自然が豊かで美しいまち (84.4)	水産業のまち (78.1)	人情味や連帯感のあるまち (28.1)
40代～50代	自然が豊かで美しいまち (80.2)	水産業のまち (63.7)	農林業のまち (36.8)
60代以上	自然が豊かで美しいまち (68.3)	水産業のまち (62.5)	農林業のまち (31.3)

(3) 町の住みやすさ

町の住みやすさについて、全体では約6割が『住みやすい』としていますが、20～30代の比較的若い層では40.9%にとどまり、『住みにくい』が31.9%となっています。

また、『住みにくい』と回答した人にその理由をたずねたところ、自然災害への不安、職場、買い物の不便さ、交通の不便さなどが上位に挙げられています。

町の住みやすさ（全体、年代別）



『住みにくい』と感じる理由（複数回答／全体、年代別、上位3位）

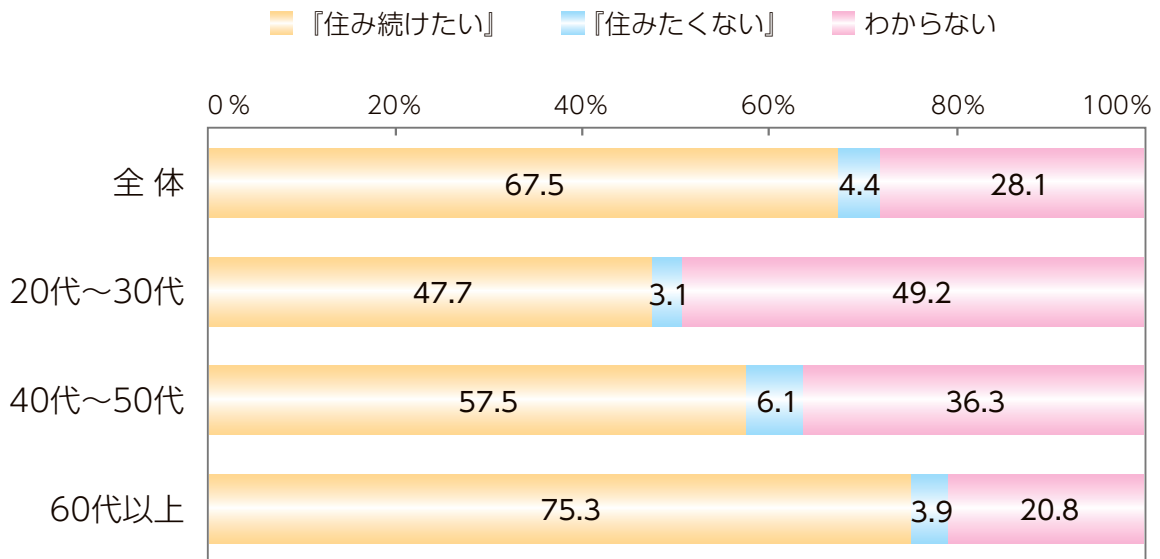
単位：％

	第1位	第2位	第3位
全 体	自然災害が心配 (48.2)	買い物がしにくい／良い職場が少ない (同率 46.5)	
20代～30代	良い職場が少ない／自然災害が心配 (同率 55.0)		買い物がしにくい (45.0)
40代～50代	通勤通学に不便 (51.3)	良い職場が少ない (46.2)	自然災害が心配 (43.6)
60代以上	買い物がしにくい (55.6)	自然災害が心配 (50.0)	良い職場が少ない (44.4)

(4) 今後の定住意向

今後の定住意向について、『住み続けたい』と回答した割合は全体では67.5%となっていますが、世代ごとに大きな差がみられ、60代以上では75.3%と7割半ばとなっている一方、40代～50代では57.5%、20代～30代では47.7%にとどまります。

今後の定住意向（全体、年代別）

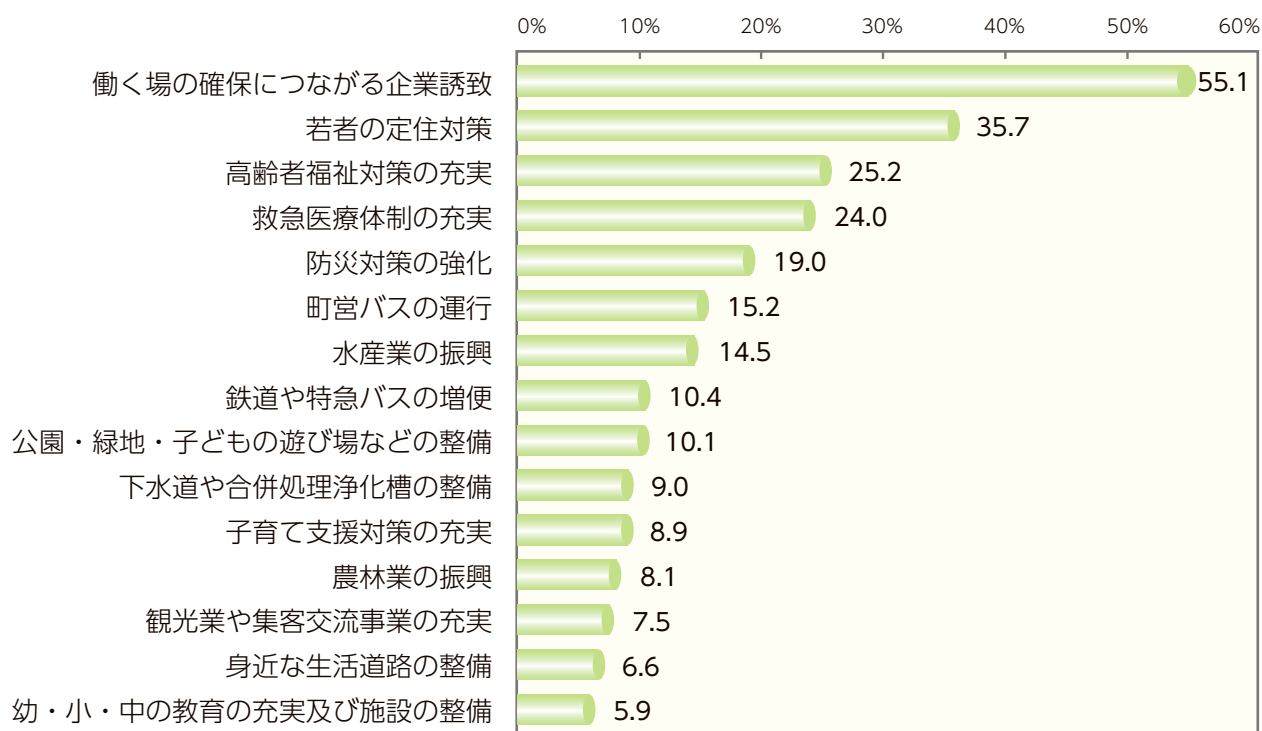


(5) 重点施策について

特に力を入れてほしいと思う施策については、「働く場の確保につながる企業誘致」が55.1%で最も多く、次いで「若者の定住対策」(35.7%)、「高齢者福祉対策の充実」(25.2%)、「救急医療体制の充実」(24.0%)などが続きます。

年代別でも、働く場の確保や若者の定住対策が上位に挙げられるとともに、医療、高齢者福祉、子育て支援、防災対策が求められていることがうかがえます。

重点施策について（複数回答／全体、上位15位）



重点施策について（複数回答／全体、年代別、上位5位）

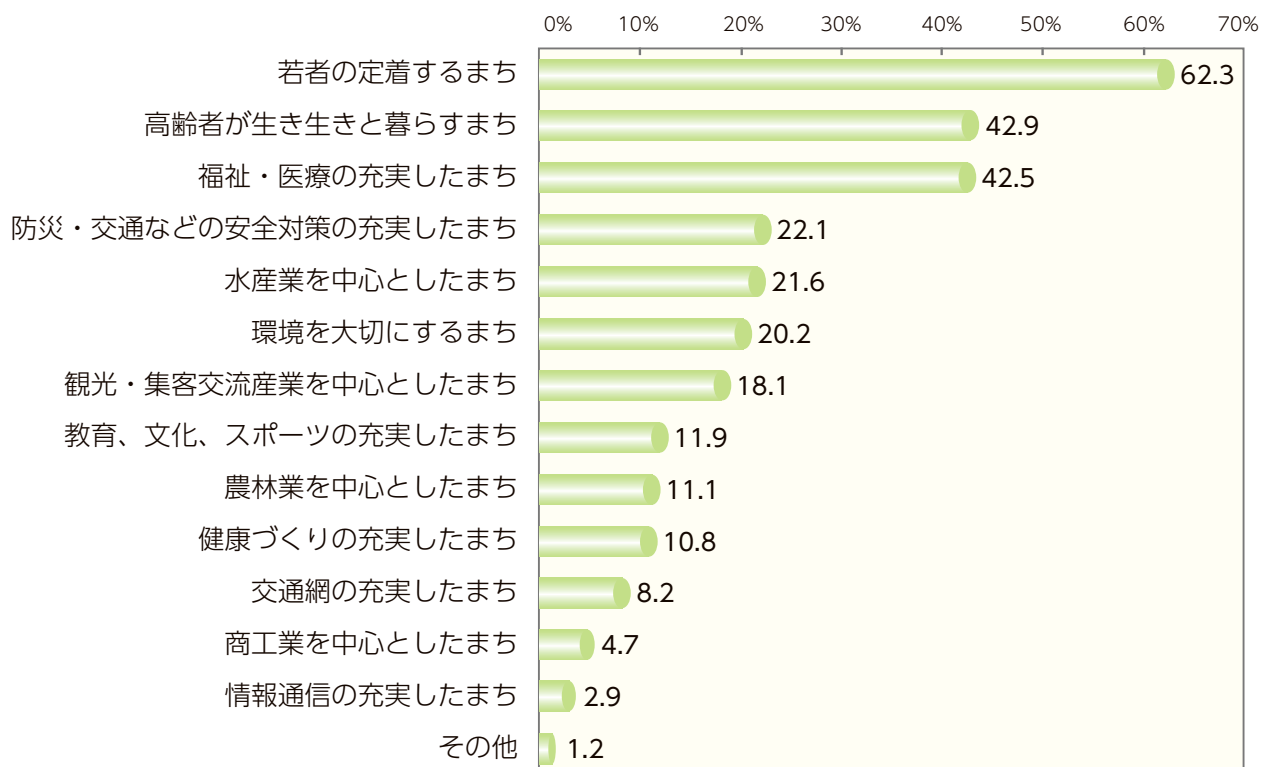
単位：%

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体	働く場の確保につながる企業誘致 (55.1)	若者の定住対策 (35.7)	高齢者福祉対策の充実 (25.2)	救急医療体制の充実 (24.0)	防災対策の強化 (19.0)
20代～30代	働く場の確保につながる企業誘致 (52.3)	救急医療体制の充実 (30.8)	防災対策の強化 (29.2)	若者の定住対策／子育て支援対策の充実 (同率 26.2)	
40代～50代	働く場の確保につながる企業誘致 (55.4)	若者の定住対策／救急医療体制の充実 (同率 34.2)		防災対策の強化 (16.8)	高齢者福祉対策の充実 (15.8)
60代以上	働く場の確保につながる企業誘致 (55.5)	若者の定住対策 (38.1)	高齢者福祉対策の充実 (31.3)	水産業の振興 (19.7)	防災対策の強化／救急医療体制の充実 (同率 18.4)

(6) 将来像について

紀北町の将来像について、「若者が定着するまち」が最も多く、「高齢者が生き生きと暮らすまち」、「福祉・医療の充実したまち」が続きます。これを年代別でも、すべての層で「若者が定着するまち」が第1位に挙げられています。

将来像について（複数回答／全体）



将来像について（複数回答／全体、年代別、上位3位）

単位：％

	第1位	第2位	第3位
全 体	若者の定着するまち (62.3)	高齢者が生き生きと暮らすまち (42.9)	福祉・医療の充実したまち (42.5)
20代～30代	若者の定着するまち (65.2)	福祉・医療の充実したまち (42.4)	観光・集客交流産業を中心としたまち (25.8)
40代～50代	若者の定着するまち (62.8)	福祉・医療の充実したまち (43.2)	高齢者が生き生きと暮らすまち (37.7)
60代以上	若者の定着するまち (60.9)	高齢者が生き生きと暮らすまち (48.7)	福祉・医療の充実したまち (42.4)

第2節 今後のまちづくりに生かすべき特性

今後のまちづくりを進める上で、地域資源やこれまでのまちづくりの成果など、地域特性を最大限に生かし、紀北町らしいまちづくりを進めることが重要になります。こうした本町の特性を整理すると次のとおりとなります。

特性 1

銚子川などの清流、熊野灘特有のリアス海岸など、美しく豊かな自然に包まれたまち

本町は、銚子川などの清流、熊野灘に面したリアス海岸など美しく豊かな自然環境を有しています。アンケート結果においても、町のイメージとして「自然が豊かで美しいまち」が第1位となるなど、住民にも“自然”が地域の特性として認識されていることがうかがえます。

こうした町の自然環境は、多くの住民に多くの恵みを与えるかけがえのない財産であることから、環境保全を基本に、様々な分野でまちづくりに生かしていく必要があります。

特性 2

世界遺産熊野古道、始神テラスや道の駅、食文化、数多くのイベントなど観光資源・交流資源を有するまち

本町には、世界遺産熊野古道をはじめ、地域振興施設「始神テラス」や道の駅「紀伊長島マンボウ」及び道の駅「海山」の2つの道の駅、特色ある食文化、数多くのイベントなど多くの来訪者を有する観光資源・交流資源を有しています。

こうした、観光・交流資源は、誇るべき地域資源であることから、今後もその保全、魅力の向上を図り、交流人口の増加や地場産業の活性化に活用していく必要があります。

特性**3****スポーツ合宿・大会の誘致や多様な交流活動、
地域の情報発信に取り組むまち**

本町は、東を熊野灘、西を大台山系に囲まれているため、夏は涼しく、冬は温暖であることからスポーツ合宿の受け入れが拡大傾向にあるなど、地域特性を生かした交流人口が多い町としての特性を有しています。

こうした交流は、地域のイメージアップにつながるるとともに、人々の交流をもたらし、地域の活性化を促す側面を持っていることから、今後は、町の魅力の向上と交流人口の増加といった視点に立ち、本町の地域特性に即した交流を一層進めていく必要があります。

特性**4****保健・医療・福祉分野とスポーツなど他分野との連携を
進め、住民の健康増進に取り組むまち**

本町は、健康は、人やまちすべての活力の源であると捉え、「健康ウォーキング」、「きほく活活^{かつかつ}体操」や「ちょい減らし + 10（プラス・テン）*チャレンジ」など保健・医療・福祉分野とスポーツなど他分野の連携を進め、住民の健康増進に取り組んできました。

健康は、笑顔をつくり、幸福の基礎となるという考えのもと、「健康のまち」の実現に向け、これまでの取り組みを深化させ、子どもから高齢者まで健康で充実した生活を過ごすことができる支援を一層進める必要があります。

特性**5****住民の人情味、地域への愛着と連帯感があるまち**

本町には、古くから培われてきた人と人の絆があり、住民のやさしさやあたたかさ、郷土を愛する心があります。

こうした住民性に支えられ、地域における活動や様々なイベント・祭りへの参画など、幅広い分野で住民の自主的な活動が活発に行われています。

今後とも、こうしたあたたかな住民性や住民活動を大切に守り育て、住民総参画のまちづくりに生かしていく必要があります。

第3節 新しいまちづくりで対応すべき課題

本町の現状や特性、住民ニーズから把握された課題、さらには本町を取り巻く社会・経済動向を踏まえ、これからの新しいまちづくりを進めていくための主な課題を整理すると次のとおりとなります。

課題

1

誰もが安心して暮らせる安全で快適な基盤づくり

本町は、熊野灘に面した美しいリアス海岸をはじめ、銚子川などの清流といった豊かな自然を有しており、こうした自然を背景に、農林水産業や観光・交流の振興に取り組んできました。その一方で、地震・津波・風水害などの自然災害の被害を受けてきた歴史があり、アンケート結果においても、今後の重要度の第1位に“防災”が挙げられています。

このため、地震・津波・風水害などあらゆる自然災害に対応できる防災・減災体制の強化など安全・安心の確保とともに、暮らしやすい快適な生活環境づくりを進める必要があります。

課題

2

少子高齢化への対応と健康・福祉を一層重視したまちづくり

本町の平成27年国勢調査の高齢化率は42.3%と4割を超え、子どもの数も減少傾向で推移しており、少子高齢化が急速に進んでいます。

アンケート調査においても、“高齢者が生き生きと暮らすまち”、“福祉・医療の充実したまち”が将来像の上位に挙げられており、健康・福祉・医療への住民要望が強いことがうかがえます。

このため、子どもから高齢者まですべての人が、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境づくりを進める必要があります。

課題

3

経済動向の変化に対応した儲かる地域産業の構築

本町の伝統的基幹産業である農林水産業を取り巻く状況は厳しさを増し、商工業においても、商店の衰退がみられ、これらに伴う地域全体の活力低下や雇用情勢の悪化が大きな問題となっています。

アンケート調査結果においても、今後の重点施策として“雇用の場”を求める声が大きくなっています。

このため、地場産業の育成をはじめ、新規創業や起業、観光振興などにより地域経済の活性化を図り、雇用の場を確保し、経済動向に対応した儲かる地域産業の構築を進める必要があります。

課題

4

次代を担う人づくりと地域文化の一層の向上

住民を取り巻く社会環境は、情報化、グローバル化により急激に変化している中、地域の将来を担う人材を育成することが求められています。

子どもたちの健全な育成とともに、住民が文化的で豊かな人生をおくるために、地域全体で子どもを育てる環境づくりと、生涯を通じて学習できる環境の整備など、次世代を担う人材の育成や地域文化の一層の向上を進める必要があります。

課題

5

時代に即した自治体経営と協働による魅力ある地域づくり

わが国では、国と地方の関係や役割分担を見直す地方分権が進められ、人口減少・超高齢社会を迎える中、地方創生に関する総合的な取り組み（紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略）が進められています。

このような中、自治体には、住民との協働を基本に、将来にわたって活力ある社会を維持し、持続的に発展させていくための取り組みを自ら考え、自ら実行していくことが強く求められています。

このため、今後のまちづくりにおいては、住民と行政との協働による魅力あるまちづくりを進めるとともに、自治体経営の効率化をさらに進める必要があります。

第2部 基本構想



ヒノキ（町の木）

第1章 まちの将来像

第1節 まちづくりの基本視点

序論での整理を踏まえ、これからのまちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

視点1 紀北町らしさを創造する、誇れるまちづくり

紀北町ならではの特性や地域資源を生かした、暮らしや人づくり、地域づくりを進め、自分たちが住む町・地域に自信と愛着を持ち、多様な「紀北町らしさ」を創造・発信し、全国に誇れるまちづくりを進めます。

視点2 自然、人が輝く、希望あふれるまちづくり

美しく豊かな自然との共生を基本に、ずっと安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、誰もが健康で生きがいを持って元気になる、住んでみたい、住んでよかったと思える、希望あふれるまちづくりを進めます。

視点3 協働でつくる、自立したまちづくり

あらゆる分野において住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地方分権・地方創生の時代に対応した自立したまちづくりを進めます。

第2節 まちの将来像

本町は、世界遺産熊野古道をはじめ、数多くの歴史資産と地域文化があり、熊野灘に面した美しいリアス海岸や銚子川など美しく豊かな自然に包まれ、特色ある地場産業が展開されています。

一方で、人口減少、少子高齢化の進展、地域産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、これに伴う地域全体の活力低下が大きな課題となっています。

こうした中、まちの魅力を高め、地域活力を維持していくためには、住民・地域・行政など様々な主体が持てる力を発揮し、連携・協力しながら、課題解決に向けて一丸となって取り組むことが求められています。

このため、本計画においては、本町の特性を伸ばし、「紀北町らしさを創造する、誇れるまちづくり」、「自然、人が輝く、希望あふれるまちづくり」、「協働でつくる、自立したまちづくり」の3つの視点を踏まえ、自然と共生する「安全・安心」な暮らしを基本に、「にぎわい」のある、「人・地域の元気」を生み出すまちを目指し、将来像を以下のとおり定めます。

将来像

みんなが元気！ 紀北町
～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～

第2章 基本目標と施策の大綱

第1節 基本目標

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（5つの施策の柱）を次のとおり設定します。

基本目標1 ずっと暮らせる安全・快適なまち

定住・交流の促進と町の新たな発展に向け、地震・津波・風水害などあらゆる自然災害や犯罪、事故に対して不安のない、自然環境と調和した快適な暮らしを支える基盤が整った「ずっと暮らせる安全・快適なまち」づくりを進めます。

施策項目

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 防災・消防 | 5. 住宅 |
| 2. 交通安全・防犯・消費生活 | 6. 水道 |
| 3. 土地利用 | 7. 環境保全・環境衛生 |
| 4. 道路・交通・港湾 | 8. 情報化 |

基本目標2 やさしさに支え合う健康・福祉のまち

少子高齢化が急速に進展する中、すべての住民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で、生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らすことのできる「やさしさに支え合う健康・福祉のまち」づくりを進めます。

施策項目

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 子育て・児童福祉 | 4. 地域福祉 |
| 2. 高齢者福祉 | 5. 健康づくり・医療 |
| 3. 障がい者福祉 | 6. 社会保障 |

基本目標 3 魅力と活力ある産業のまち

伝統的基幹産業である農業、林業、水産業の振興とともに、こうした地場産業と連携した商工業の振興、世界遺産熊野古道をはじめとする町の自然や歴史とふれあえる観光・交流機能の拡充など地域産業の活性化に向けた「魅力と活力ある産業のまち」づくりを進めます。

施策項目

- | | |
|--------|----------|
| 1. 農業 | 4. 商工業 |
| 2. 林業 | 5. 観光 |
| 3. 水産業 | 6. 雇用・就労 |

基本目標 4 心豊かに夢を育む教育・文化のまち

次代を担う子どもが夢を持って育ち、誰もがともに学ぶことができ、文化・スポーツに親しむ「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」づくりを進めます。

施策項目

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 幼児教育 | 4. スポーツ |
| 2. 学校教育 | 5. 文化・芸術 |
| 3. 社会教育・青少年健全育成 | |

基本目標 5 とともに担う参画と協働のまち

住民と行政が協働して地域づくりに参画し、自立した自治体の確立に向けた「ともに担う参画と協働のまち」づくりを進めます。

施策項目

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 協働のまちづくり | 4. 交流、定住・移住 |
| 2. コミュニティ活動 | 5. 行財政経営 |
| 3. 人権・男女共同参画 | |

紀北町第2次総合計画の施策体系

将来像

みんなが元気！紀北町

（豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち）

基本目標

施策項目

基本目標 1

ずっと暮らせる
安全・快適なまち

1. 防災・消防
2. 交通安全・防犯・消費生活
3. 土地利用
4. 道路・交通・港湾
5. 住宅
6. 水道
7. 環境保全・環境衛生
8. 情報化

基本目標 2

やさしさで支え合う
健康・福祉のまち

1. 子育て・児童福祉
2. 高齢者福祉
3. 障がい者福祉
4. 地域福祉
5. 健康づくり・医療
6. 社会保障

基本目標 3

魅力と活力ある
産業のまち

1. 農業
2. 林業
3. 水産業
4. 商工業
5. 観光
6. 雇用・就労

基本目標 4

心豊かに夢を育む
教育・文化のまち

1. 幼児教育
2. 学校教育
3. 社会教育・青少年健全育成
4. スポーツ
5. 文化・芸術

基本目標 5

ともに担う
参画と協働のまち

1. 協働のまちづくり
2. コミュニティ活動
3. 人権・男女共同参画
4. 交流、定住・移住
5. 行財政経営

第2節 施策の大綱

基本目標1 ずっと暮らせる安全・快適なまち

1. 防災・消防

近い将来発生するといわれている南海トラフ地震による地震・津波、また、台風や集中豪雨などあらゆる自然災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、地域防災計画等の指針に基づく総合的な危機管理体制の整備をはじめ、自主防災組織、自治会との連携・強化を行い、地域の防災力の向上を図るとともに、災害発生後の迅速な復旧・復興に向けた計画の策定を検討します。また、常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化による地域消防力の一層の強化を図ります。さらに、土砂災害や水害を未然に防ぐため、国・県等と連携し、河川や排水路の整備、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備を促進します。

2. 交通安全・防犯・消費生活

交通事故のないまちを目指し、警察や関係団体等との連携のもと、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を進めます。また、防犯意識の高揚など啓発活動の推進とともに、地域の防犯体制の強化を図ります。さらに、住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関との連携のもと、情報提供・相談体制の充実を図ります。

3. 土地利用

豊かな自然環境と生活環境とが調和した町の一体的かつ均衡ある発展に向け、土地利用関連計画の総合調整を図り、計画的な土地利用を促進します。また、地籍調査*の推進を図ります。

4. 道路・交通・港湾

交通利便性の向上を目指して、国道・県道の整備促進とともに、町道の整備及び橋梁の長寿命化*等の維持管理を計画的、効率的に推進します。また、公共交通については、関係機関と連携し、鉄道・バスなどの公共交通の確保とともに、住民の身近な移動手段の確保に努めます。さらに、地方港湾として重要な役割を担う長島港や引本港の整備促進を図るとともに、適切な維持管理を推進します。

5. 住宅

安心して暮らせる住宅環境の向上、公営住宅の適切な維持・修繕等を計画的に推進します。また、個人住宅の耐震診断・補強等を促進します。さらに、増加傾向にある空き家について、安全の確保、移住促進の視点に立った、空き家対策を推進します。

6. 水道

快適な住民生活に欠かすことのできない安全な飲料水の安定供給に向け、施設の老朽化への対応や耐震化など水道施設の整備・充実を計画的に推進します。また、水道事業の健全な運営に努めます。

7. 環境保全・環境衛生

自然環境と共生するまちを目指し、環境保全意識の高揚とともに、自然環境の保全、野生動植物の保全等、環境保全活動の促進に努め、地球温暖化防止対策の推進、公害防止対策の推進など、多様な環境保全施策の展開を図ります。さらに、循環型社会の形成に向けて、ごみの分別徹底のための啓発活動、リサイクル体制の充実などに努めるとともに、広域的連携による安定的なごみ処理体制の充実を図り、ごみ等の適正処理に努めます。加えて、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止や快適な居住環境の確保に向け、合併処理浄化槽*の設置促進を図ります。

8. 情報化

情報通信基盤は、地域の安心した暮らしや活性化に欠かせない社会基盤として、あらゆる場面でその重要性が一層高まることが予想されることから、専門的人材の育成を図るとともに、誰もがいつでも、防災、生活、観光・イベント等の必要な情報を取得・活用できる環境の整備を進めます。



中州公園津波避難タワー

基本目標 2 やさしさを支え合う健康・福祉のまち

1. 子育て・児童福祉

安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、保育サービスの充実をはじめ、放課後児童対策など地域における多様な子育て支援の環境づくりを推進します。また、子どもを持つ親が働きやすい環境づくり、ひとり親家庭への支援、関係機関と連携した児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図ります。さらに、若い世代の結婚・妊娠・出産への支援に努めます。

2. 高齢者福祉

地域で支え合いながら、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向け、認知症予防、介護予防、在宅福祉等の各種福祉サービスの充実を図ります。また、老人クラブ等と連携し、高齢者の趣味や経験を生かした生きがいづくりや就業機会の拡大、地域でのコミュニケーションの充実など、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを図ります。

3. 障がい者福祉

誰もが生き生きと暮らす地域社会の実現を目指して、住民の障がい者への理解を促すとともに、障がい者が積極的に社会参加できる環境の整備を図ります。また、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、関係機関と連携して、日常的な相談や就労、日中活動の場の確保など、地域生活を支援する体制の整備を図ります。

4. 地域福祉

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、相談体制の充実を図るとともに、地域における福祉意識の高揚を図るための啓発・広報活動に努めます。また、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力し、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化、人材育成と確保を促進します。

5. 健康づくり・医療

住民一人ひとりが自ら積極的に健康づくり活動への参加を促すことで、健康寿命*を延ばし、生涯にわたって元気に過ごせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた、地域ぐるみの健康づくり活動の促進、健康診査・指導、各世代に応じた健康教育など保健事業の充実を図ります。また、関係機関と連携し、感染症対策や心の健康づくりに努めます。

6. 社会保障

国が進めている国民健康保険制度改革*を踏まえ、医療費適正化対策の推進、国民健康保険料の適正な収納に努めます。また、広域的な連携のもと、要介護・要支援の認定者等に対する各種介護保険サービスの充実に努めるとともに、持続的な介護保険事業の運営を図ります。さらに、低所得者の生活の安定と自立の促進に向けた支援を行います。加えて、関係機関と連携して、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努めます。



シニア健康フェスティバル



はつらつクラブ

基本目標 3 魅力と活力ある産業のまち

1. 農業

農地の持つ生産機能と公益性を十分に活用できるよう、農業基盤整備の強化をはじめ、農地中間管理事業を活用した経営の拡大、後継者・担い手の育成を図るとともに、農産物の高付加価値化や6次産業化、地産・地消及び安全・安心への取り組みなどを推進し、販路の開拓・拡大を図ります。また、地域と連携した有害鳥獣対策の強化を図ります。

2. 林業

木の再生と森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全に向け、林業の担い手確保・育成、林道の整備、機械化の支援など多様で健全な林業経営基盤の確立を促進します。また、尾鷲ヒノキのブランド化の確立をはじめ、地元材の利用促進、木質バイオマス*の活用、新たな木材利用への転換とともに、製材業への支援など林業の活性化に努めます。

3. 水産業

漁港の整備、漁礁の設置や藻場の造成など漁場の整備、海域の環境保全を進めながら、水産業を支える担い手の育成・確保、経営体制の強化に努めます。また、関係機関・団体との連携のもと、資源管理型漁業を基本に、種苗放流・中間育成事業等を促進し、資源の拡大、水揚げのアップによる所得向上に努めるほか、衛生管理体制の強化に向けた施設の充実など生産・品質・安全性の向上や一層のブランド化の促進、加工体制の充実等を図ります。

4. 商工業

商工会への支援・連携のもと、地域経済振興として、紀北ブランドの育成をはじめ、農林水産業と連携した特産品開発及び販路開拓、経営革新や事業の持続的発展における事業計画の策定、事業承継における後継者の育成、起業・創業支援など事業者支援策を展開します。また、町内消費拡大に向けたポイントカード等の普及促進や各種融資制度の周知など既存企業・商店への支援を行います。

5. 観光

世界遺産熊野古道をはじめ、銚子川などの豊かな自然、特色ある食材・食文化など豊かな地域資源を活用し、観光客のニーズに対応した四季を通じて楽しめる体験型観光の推進を図ります。また、農林水産業などの地場産業と連携した観光振興を展開し、関連する産業の活性化を図ります。さらに、情報発信の強化をはじめ、各種イベントの充実、受け入れ体制の強化、観光客の2次交通*の確保、熊野灘レクリエーション都市の利活用、外国人観光客も視野に入れた観光振興、広域的な観光振興など、さらなる集客力の向上を図ります。

6. 雇用・就労

雇用情勢が厳しさを増す中、雇用の場の確保に向け、国・県などの制度を活用しながら、企業等の支援に努めるとともに、農林水産業における就業体験機会の拡大、新規創業や起業の支援を行います。また、若者の地元就職やUターン等の促進を図るとともに、女性や高齢者、障がい者等が年齢や適性、能力に応じた雇用機会を確保できるよう、ハローワークなど関係機関と連携し、情報提供や相談、地元事業所への働きかけなど就労対策を推進します。



エビ網漁の出漁



植樹事業

基本目標 4**心豊かに夢を育む教育・文化のまち****1. 幼児教育**

自然とのふれ合いや友だちとの関わりなど、幼稚園・保育所での集団生活の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通して「生きる力」を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と自己肯定感*、協調性を育む教育を推進します。また、幼児教育は義務教育をはじめ、その後の学習活動につながる重要な役割を担っていることから、小学校への円滑な移行のため幼・保・小の連携に努めます。

2. 学校教育

豊かな人間性と社会性を育むとともに、学力の定着と向上のため、教職員の資質の向上を図り、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和と自然とのふれ合いを重視した教育の充実と、障がいのある子には、能力や可能性を最大限伸ばすことができる特別支援教育を推進します。また、地域に開かれた信頼される学校づくりを促進するとともに、学校施設・設備の整備を行い、安全な学校づくりに努めます。

3. 社会教育・青少年健全育成

住民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされるよう、各種講座の充実をはじめ、情報の提供、関連団体への支援、社会教育関連施設の充実を図ります。また、青少年が明日の本町を担う人材として健全に育成されるよう、関係機関と連携した、非行防止活動等を推進するとともに、青少年の体験・交流活動の促進や家庭教育の支援に努めます。

4. スポーツ

住民の誰もが生涯にわたり、体力や年齢に応じてスポーツやレクリエーションに親しめるよう、機会の充実と施設の適正な管理に努めます。また、スポーツ選手を育成し、スポーツ活動を活性化するために、競技スポーツを支援します。さらに、スポーツ合宿・大会等のスポーツ交流の充実を図ります。

5. 文化・芸術

豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、各種文化芸術団体の育成に努めるとともに、多様な文化芸術にふれる機会の充実に努め、住民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。また、世界遺産熊野古道の適正な管理と保存、継承を図るとともに、本町の貴重な文化財の保護を進め、郷土理解を深めるために学校教育等での活用を図ります。

基本目標 5

ともに担う参画と協働のまち

1. 協働のまちづくり

住民と行政が協働して地域社会における課題を解決するまちづくりに向けて、各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメント*による政策形成過程への住民の参画を進めます。また、広報紙・町ホームページ・CATVによる行政放送など広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など参画・協働に向けた住民と行政の情報の共有化を積極的に進めます。さらに、まちづくりに関する人材や組織の育成とともに、多様な住民団体との連携に努めます。

2. コミュニティ活動

地域住民自らによる身近な地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合い、助け合う地域づくりに向け、住民のコミュニティ意識の向上をはじめ、自治会活動などへの支援、活動拠点となる施設等の整備・支援など自治機能の向上に努めます。

3. 人権・男女共同参画

すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができるよう、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。また、男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動の充実とともに、あらゆる場での女性の社会参加の促進を図ります。

4. 交流、定住・移住

四條畷市との友好都市交流をはじめ、芸術や環境をテーマとした新たな交流の展開など、国内外とのあらゆる分野での多様な交流活動を推進します。また、地域おこし協力隊*制度等を活用した移住促進、空き家対策の推進による住居の確保、移住希望者への情報提供から移住相談、住宅確保まで総合的な支援体制の構築を図ります。

5. 行財政経営

限られた資源を有効に活用し、自立性の高い行政経営を持続的に進めていくため、よりの確な住民ニーズを把握するとともに、事業の優先度や成果、コスト、住民の満足度を重視した施策を展開します。また、職員の能力向上と意識改革、情報化の推進と情報セキュリティの強化を図るなど、さらなる行財政改革の推進により、効率的かつ効果的な行政経営を行うとともに、自主財源の安定的確保と経常経費の節減を図り、健全で計画的な行政経営に努めます。さらに、町域を超える広域的な行政課題に対応し、住民の利便性の向上を図るため、周辺自治体などとの連携・交流を図り、広域行政を推進します。

第3部 前期基本計画



カンムリウミスズメ（町の鳥）

第1章 重点プロジェクト

第1節 重点プロジェクトについて

本計画の推進にあたっては、「新町建設計画」、「紀北町過疎地域自立促進計画」、「紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの各種計画との整合性を図りつつ、人口減少など町が直面している大きな課題に対応していく必要があります。本町の特性・資源を生かした、行政と住民、各種団体との協働により、紀北町らしい特色あるまちづくりを進めていくため、前期5年間のまちづくりにおいて、分野横断的な対応等により特に重点的に取り組む重点プロジェクトを定めます。

これらに関する取り組みについては、前期基本計画の中に重点的に盛り込むとともに、実施計画で具体的な事業化を進めていく中で、重点事業として抽出・設定し、積極的に推進していくこととします。

将来像実現に向けた前期基本計画における重点プロジェクトの設定

将来像

みんなが元気！ 紀北町
～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～

前期基本計画で特に対応すべき課題

人口減少、少子高齢化への対応

安全・安心な暮らしの確保

農林水産業など地場産業の活性化

前期基本計画における重点プロジェクト

重点プロジェクト1

**「安全・安心」のまち
プロジェクト**

重点プロジェクト2

**「健康増進・生涯現役」のまち
プロジェクト**

重点プロジェクト3

**「にぎわい・交流」のまち
プロジェクト**

重点プロジェクト4

**「子育て・教育」のまち
プロジェクト**

第2節 前期基本計画における重点プロジェクト

重点プロジェクト1

「安全・安心」のまちプロジェクト

【目的】

東日本大震災、平成16年台風21号による豪雨災害での教訓を踏まえ、南海トラフ地震による地震・津波、豪雨などの対策のため、「安全・安心」をテーマに、安心して暮らせるまちづくりを重点的に進めます。

【主要な取り組み】

地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立に向け、避難路、避難場所の整備、紀伊長島消防庁舎の移転整備、公共施設の耐震化、町道の整備、橋梁の長寿命化*、水道施設の耐震化などあらゆる施設の防災面の強化を図ります。

また、地域における防災体制の強化に向け、自主防災組織の活動を支援するとともに、防災資機材及び備蓄品の充実、指定避難所整備の強化を図ります。

さらに、児童・生徒への防災教育をはじめ、防災講習会の開催や防災ハザードマップ*の更新と配布など、住民の防災意識の向上を図ります。

加えて、関係機関をはじめ、住民、事業者と連携し、災害発生後の迅速な復旧・復興に向けた体制整備を図ります。

【目標指標】

項 目	現状値（H 27）	目標値（H 33）
防災訓練参加率（※）	18%	25%
非常用備蓄品	人口25%の1.7日分	人口25%の3.0日分
消防団と自主防災組織の合同訓練回数	3回／年	5回／年
木造住宅耐震診断済み件数	延べ708件	延べ1,068件

※総人口に対する防災訓練参加者の割合。

「健康増進・生涯現役」のまちプロジェクト

【目的】

健康は、笑顔をつくり、幸福の基礎となるという考えのもと、「健康のまち」の実現に向け、「健康増進・生涯現役」をテーマに、生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを重点的に進めます。

【主要な取り組み】

生活習慣病及びフレイル*対策に向けた各種の健康診査・検診、予防接種、健康教育・相談などの保健事業の充実を図るとともに、介護予防や認知症対策の充実、高齢者が生きがいや役割を持ち、健康で充実した生活を過ごすことができるよう支援を行います。

また、住民が自分の健康状態と運動の重要性について自覚するよう啓発し、体力や年齢に応じた健康運動を生活の一部として習慣化することで、健康づくりや健康管理に取り組み、生活習慣病の予防と健康寿命*の延伸を図ります。

【目標指標】

項 目	現状値 (H 27)	目標値 (H 33)
特定健康診査受診率 (国民健康保険)	38.1%	60%
特定保健指導受診率 (国民健康保険)	9.1%	60%
「ちょい減らし+ 10 *チャレンジ」を実施している人数	延べ 71 人	延べ 300 人
健康づくりに自主的に取り組んでいるグループ数	延べ 6 グループ	延べ 15 グループ

重点プロジェクト3

「にぎわい・交流」のまちプロジェクト

【目的】

世界遺産熊野古道をはじめ、自然との共生を図りつつ、本町の誇る農林水産業、歴史・文化資源、観光・交流資源、食の魅力を生かし、「にぎわい・交流」をテーマに、地域がにぎわい、人が交流するまちづくりを重点的に進めます。

【主要な取り組み】

自然と共生した特色ある地場産業を維持・発展させるため、地域資源を最大限に生かした農林水産業の振興をはじめ、情報発信の強化、多様な就労環境づくりに取り組み、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を促進します。

また、様々なメディアを通じた町のPR活動の展開を進めるとともに、消費地における「食」を中心とするイベントの開催、町内の交流拠点である地域振興施設「始神テラス」や道の駅「紀伊長島マンボウ」及び道の駅「海山」の情報発信力を高めます。

さらに、世界遺産熊野古道をはじめとする、地域資源を活用した観光・交流活動の推進、農林水産業と連携した体験型観光とともに、スポーツ合宿・大会等のスポーツ交流の充実を図ります。

加えて、移住先として選ばれる地域となるため、移住希望者への多様な支援、空き家等対策の推進による一層の住環境の向上など、人が集う魅力ある地域づくりを進めます。

【目標指標】

項 目	現状値 (H 27)	目標値 (H 33)
水産物水揚げ額	2,164,000 千円／年	2,380,000 千円／年
尾鷲ヒノキ販売額	50,093 千円／年	60,111 千円／年
観光入込客数	186 万人／年 (※)	200 万人／年
スポーツ合宿宿泊数	延べ 5,881 泊／年	延べ 6,000 泊／年
空き家バンクを通して、町外から移住した世帯数	延べ 16 件	延べ 34 件

※平成 29 年度から集計方法が変更予定のため、平成 27 年度公表済数値 (216 万人) を置き換えて再計算。

「子育て・教育」のまちプロジェクト

【目的】

豊かな自然と伝統・文化に恵まれた環境を生かし、「子育て・教育」をテーマに、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを重点的に進めます。

【主要な取り組み】

多様化する保育ニーズに対応するための保育サービスや放課後児童対策の充実を図るとともに、子育てに関わる経済的負担の軽減に向けた、児童手当等の支給、医療費の助成や多子世帯への保育料及び給食費の軽減など子育て世帯への支援を行います。

また、子どもが健やかに育つことができるよう、乳幼児健診、乳幼児訪問等の母子保健の充実を図るとともに、食育の推進を図ります。

また、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、グローバル化への対応、自然環境、農林水産業と連携した体験学習の充実や地域人材の活用を図ります。

さらに、子どもの読書活動の促進や郷土学習の充実を図るとともに、競技スポーツへの支援などスポーツや運動を通じた心身の健全育成に努めます。

【目標指標】

項 目	現状値（H 27）	目標値（H 33）
授業内容がよくわかると回答した児童・生徒の割合	82.3%	88%
平日、1日あたり30分以上読書をする児童・生徒の割合	23.7%	35%
農林水産業に関する体験学習実施回数	30回／年	35回／年
子育て支援センター利用率（※）	26%	30%
きほくファミラボ*閲覧数	3,682回／年	5,500回／年

※対象者に対する利用者の割合。

第2章 前期基本計画

第1節 ずっと暮らせる安全・快適なまち

1. 防災・消防

現状と課題

【防 災】

近年、各地で相次ぐ大規模な災害の発生により、地震をはじめとする自然災害からの安全性の確保に対する人々の意識がより一層高まっており、防災体制の強化が全国的に大きな課題となっています。

本町は、近い将来発生するといわれている南海トラフ地震による地震・津波により大規模な被害を受けることが予測されています。このため、東日本大震災や平成16年台風21号による豪雨災害などの教訓を踏まえ、地震や風水害による災害への備えとして、紀北町地域防災計画に基づき、防災ハザードマップ*による啓発をはじめ、避難路・避難場所の整備と周知、津波避難タワーの整備、備蓄品の整備、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援、防災知識普及のための各種講習会の実施、災害時の情報伝達体制の強化などに取り組んできました。

今後も、災害時の避難場所・避難所・防災拠点などの整備をはじめ、高齢者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者*への対策、自主防災組織の活動支援など行政・自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災体制の強化を図るなど、住民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

【消 防】

生活様式の多様化、高齢化の進行などにより、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても増加が見込まれています。

本町の消防体制は、常備消防として、三重紀北消防組合により、町内に2か所の消防署を設置しているほか、非常備消防として、紀北町消防団が組織されており、互いに連携しながら消防・救急体制の強化に努めています。

しかし、紀勢自動車道の延伸による高速道路上の事故対応のほか、交通事故や傷病者の利用増加などに伴い出動回数は年々増える傾向にあり、地域の消防の要である消防団においても、若年層の減少による団員の減少などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。

今後も、常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化による地域消防力の一層の強化を図る必要があります。

主要施策

(1) 防災体制の強化

- ①地震や水害など大規模災害の教訓を踏まえ、紀北町地域防災計画の見直しを適宜行います。
- ②総合的な防災体制の強化に向け、防災拠点の整備をはじめ、災害時の情報伝達体制の強化、避難場所及び避難路などの整備、避難所の整備や運営体制の強化、備蓄倉庫の整備、食糧・飲料水・備蓄品等の確保などを図ります。
- ③地震等の災害により、孤立すると予想される集落への対策を推進します。
- ④関係機関をはじめ、住民、事業者と連携し、大規模災害時の被害拡大の防止や早期復旧・復興に向けた体制整備を図ります。

(2) 地域防災力の強化

- ①防災ハザードマップ*等による住民への情報提供を行い、住民の防災訓練などへの参加を促進します。
- ②防災意識の高揚と地域の防災力の強化に向け、地域における自主防災組織の強化を図ります。
- ③関係団体と連携し、災害時の避難行動要支援者*の把握と情報共有など地域における避難支援体制の確立を図ります。
- ④学校等と連携し、幼年期からの防災教育に努めます。また、事業所や福祉施設などでの防災教育の取り組みを支援します。
- ⑤防災講演会や研修会を行い、防災意識の向上を図ります。

(3) 常備消防・救急体制の充実

- ①広域的な連携のもと、消防車・救急車等車両・資機材の整備など常備消防・救急体制のさらなる充実・強化を図ります。
- ②紀伊長島消防庁舎の移転を推進します。
- ③県、三重紀北消防組合と連携し、ドクターヘリ*ポートの増設を図ります。

(4) 消防団の活性化

- ①消防団の重要性等に関する住民意識の啓発を行い、団員の確保をはじめ、研修・訓練の継続的な実施による団員の資質の向上など、消防団の活性化を促進します。
- ②救急活動や防災啓発を推進するため、女性消防団の増員・強化を図ります。
- ③地域での防災・防火体制の強化に向け、消防団と自主防災組織との合同訓練を実施します。
- ④消防団詰所の整備や消防団資機材の整備・充実を図ります。

⑤地域の防火水槽や消火栓等の消防水利の整備を図ります。

(5) 消火・救急救命に関する知識の普及

- ①地域住民や各種団体を対象にした救急応急処置講習会を開催し、AED*を使用した心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことができるバイスタンダー*の養成及びAEDの整備に努めます。
- ②住民の火災予防意識の啓発活動を実施するとともに、事業者等への防火管理指導を実施します。

(6) 治山・治水対策、雨水排水対策等の促進

- ①水害や土砂災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。
- ②津波浸水被害を防止・軽減するため、防潮堤・樋門・防潮扉の改修整備に努めます。
- ③住宅地への浸水を防ぐため、雨水排水対策を図ります。



海山消防署



消防出初式

2. 交通安全・防犯・消費生活

現状と課題

【交通安全】

全国的に交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢化の進行に伴い、高齢者が関係する事故の割合は増加傾向にあります。また、飲酒運転やひき逃げなどが発生していることからその根絶が強く求められています。

本町では、警察・交通安全協会など関係機関と連携し、安全教育や啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携し、交通安全施設の整備を進めてきました。

今後も、関係機関・団体と連携し、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚を図るとともに、危険箇所の解消、交通安全施設の整備を引き続き取り組んでいく必要があります。

【防 犯】

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、子どもが被害者になる凶悪犯罪や振り込め詐欺など犯罪からの安全確保が特に重視されてきています。

本町では、関係機関・関係団体と連携し、防犯に関する啓発活動の推進をはじめ、防犯パトロールの実施など地域防犯体制の強化に努めてきました。

今後も、関係機関・団体と連携し、住民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めるとともに、地域における防犯体制の強化を図る必要があります。

【消費生活】

生活様式の変化や規制緩和等による商品・サービスの多様化に伴い、消費者トラブルの内容はますます複雑化、高度化してきています。

本町では、広報紙や消費者向けパンフレットの配布による啓発や情報提供とともに、県消費生活センター等と連携した相談体制の充実に努めてきました。

今後も、トラブルの未然防止に向け、啓発や情報提供の推進、相談体制の充実に努める必要があります。

主要施策

(1) 交通安全対策の推進

- ①尾鷲地区交通安全協会等と連携し、地域・職場における交通安全意識の高揚を図ります。
- ②関係機関・団体と連携し、高齢者や児童・生徒に対する交通安全教室を実施します。
- ③関係機関と連携し、危険箇所の把握のもと、カーブミラー、ガードレール、路面標示等などの交通安全施設の整備を図ります。

(2) 防犯対策の推進

- ①関係機関・団体との連携のもと、防犯に関する広報・啓発活動や情報提供を図ります。
- ②各地区における自主的な防犯活動体制の強化を促進します。
- ③暴力追放尾鷲紀北地区市町民会議と連携し、暴力団排除条例に基づく施策を展開します。

(3) 安全な消費生活の確保

- ①自立する消費者の育成に向けた情報提供のほか、講座の開催、消費者向けパンフレットの配布など住民への消費生活に関する啓発活動を行います。
- ②県消費生活センターと連携し、消費生活相談体制の充実を図ります。



ミルミルウェーブ

3. 土地利用

現状と課題

土地は、住民生活や地域の経済活動と密接に結びついた限りある貴重な資源であり、町の発展のためには、その高度かつ有効な利用が求められます。

本町は、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律等により調和のとれた土地利用の誘導を図ってきました。

今後も、土地の高度かつ有効利用などによって適切な土地利用を進めていく必要があります。

また、本町では、国土調査法に基づく地籍調査*を実施しており、その成果は、民間土地取引の円滑化に寄与するのみならず、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、課税の適正化など効率的な行政運営を行う上での基礎資料となるものです。

地籍調査*は長期間を要する事業ですが、今後とも計画的に事業を推進し、その成果を多様な分野で活用していく必要があります。

主要施策

(1) 適正な土地利用の推進

- ①土地利用関連計画や関連法、条例等についての周知に努めます。
- ②農業振興地域整備計画など各種計画との総合的な調整を図り、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用を遵守します。

(2) 地籍調査の推進

- ①円滑な土地取引及び災害時の早期復旧などに寄与するため、国土調査法に基づく地査*を計画的に推進します。

(3) 市街地整備方針の検討

- ①無秩序な開発を防止し、秩序ある市街地整備に向けた都市計画区域のあり方を検討します。

4. 道路・交通・港湾

現状と課題

【道 路】

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本町の道路網は、紀勢自動車道、国道42号、国道260号、国道422号の基幹道路のほか、県道10路線、町道1,008路線がそれぞれの機能を持ち、住民生活を支える基盤となっています。

今後も、住民生活の利便性・安全性の向上や観光の振興、町全体の活性化に向け、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の整備や適正な維持管理等を進めていく必要があります。

【公共交通】

本町の公共交通は、J R紀勢本線とバス路線があり、住民の日常生活や通院・通学等の利用のほか、本町を訪れる観光客の交通手段として重要な役割を果たしています。

鉄道網は、J R紀勢本線が町内を縦断しており、紀伊長島駅、三野瀬駅、船津駅、相賀駅の4駅があり、このうち紀伊長島駅は特急停車駅となっています。

路線バスの利用者は年々減少を続け、将来的には存続が危ぶまれる状況にあります。

また、公共交通空白地域に高齢者の買い物・通院を目的とした「いこかバス」を運行し、住民の身近な移動手段の確保を図ってきました。

さらに、東京・名古屋に直結している長距離バスも運行されていますが、本数が少なく増便が望まれています。

今後も、利用者のきめ細かな意向把握に努め、紀北町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通の充実を図る必要があります。

【港 湾】

本町の長島港や引本港は、地方港湾として重要な役割を持っており、これまで港湾整備事業等により整備を進めてきましたが、災害時の基地機能を併せた港湾整備などが課題となっています。

主要施策

(1) 国道・県道の整備促進

- ①国道 42 号の安全と円滑化を図るため、付加車線・右折レーン・歩道・防護柵などの整備を促進します。
- ②国道 422 号の早期開通に向けた整備促進を図るとともに、国道 260 号の全線整備を促進します。
- ③県道について、道路新設、改良などの整備を促進します。

(2) 町道の整備

- ①地域住民の利便性向上に向け、優先度等を考慮しながら町道の改良を推進します。
- ②適切な点検や橋りょうの耐震化など道路施設の長寿命化*を行い、費用対効果の高い維持管理に努めます。

(3) 公共交通の利便性向上

- ①町全体の公共交通のあり方について、事業者、町、住民による紀北町地域公共交通会議による検討を図ります。
- ②鉄道について、三重県鉄道網整備促進期成同盟会、南紀・東紀州交通対策委員会と連携し、特急列車、普通列車の増発など利便性の向上と利用促進を図ります。
- ③バス路線について、利便性の向上を促進するとともに、利用者の増加を促進し、安定的な路線の維持を図ります。
- ④「いこかバス」の運行を行うとともに、さらなる公共交通不便・空白地域の解消のため、利用者のニーズの把握に努め、利便性の向上を図ります。
- ⑤高齢者等の移動手段の確保に向け、福祉有償輸送サービス*などの充実を促進します。
- ⑥児童・生徒の通学手段の確保に向け、スクールバスなどの運行確保に努めます。

(4) 港湾改修の推進

- ①耐震岸壁など避難港機能を有する港としての整備や対策の促進に努めるとともに、施設の適切な維持管理と長寿命化を図ります。

5. 住宅

現状と課題

住宅は、住民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

本町においても、少子高齢化がますます進む中、健康で文化的な生活を営む上で、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸する既存公営住宅の活用が重要となります。

このため、更新期を迎えつつある大量の公営住宅の効率的かつ円滑な更新を行うために策定した紀北町公営住宅等長寿命化*計画に基づき良質な住宅ストック*を次世代へと継承していくための点検の強化、早期の管理・修繕等を推進していく必要があります。

近年、所有者等が適正な管理を行わない結果、廃屋化し、倒壊等による事故の発生のおそれがある危険な空き家などの増加がみられる中、国においては「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空き家などの適正管理が求められています。

本町においても、空き家の状況を把握し、その対策を進めていく必要があります。

主要施策

(1) 公営住宅の適切な維持管理

- ①既存公営住宅について公営住宅制度の主旨に従い、適切な運営と維持管理に努めます。

(2) 既存住宅の耐震化の促進

- ①住宅耐震化や耐震シェルター*の必要性に関する広報・啓発活動を推進します。
- ②助成制度を活用しながら、耐震診断・耐震改修等に対する支援を行い、既存住宅の耐震化を促進します。

(3) 空き家対策の推進

- ①町内に存在する空き家の状況把握に努め、その有効利用を検討します。
- ②危険性のある空き家の所有者等へ適正な管理の指導を行います。

6. 水道

現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいることが指摘されています。

本町では、水の安定供給を図るため、水源の確保、施設等の整備を進め、水道普及率はほぼ100%となっています。

一方で、水需要の低迷に伴う収益減による経営の悪化、老朽化した施設の更新とともに、近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震の対策として施設の耐震化などの問題に直面しています。

今後も、安心・安全な水の安定供給を図るために、水源の確保と老朽管や施設の更新を計画的に推進し、健全な事業運営に努める必要があります。

主要施策

(1) 水源の確保と水の有効利用

- ①水道水源保護条例に基づき、住民が安心して飲める水を確保するため、水道に係る水質の汚濁の防止に努め、水源の保護に努めます。
- ②新たな水源の調査を進めるとともに、浄水場・配水池の整備を進めます。
- ③水道法に基づき、良好な水源の保持・確保のため、法定水質検査を引き続き実施します。
- ④ボトルウォーター「銚子川の水」の製造販売により、自然環境の良さや水道水の安全性を広報するとともに、災害備蓄として活用します。

(2) 水道施設の整備

- ①配水施設をはじめ、老朽管の布設替えなどの計画的な整備、耐震化を推進します。
- ②水資源の有効利用を図るため、積極的に漏水調査等を実施します。
- ③省エネルギー、環境への負荷の低減に配慮した施設整備を図ります。
- ④災害時における飲料水の確保のため、非常用給水備品や設備の充実を図ります。

(3) 水道経営基盤の強化

- ①長期的な見通しに基づく経営の合理化や収納率の向上など事務事業の効率化に努めます。

7. 環境保全・環境衛生

現状と課題

【環境保全】

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の一層の深刻化等を背景に、環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が高まっている中、自治体においても、低炭素*・循環・自然共生を基本とした社会の形成が強く求められています。

本町は、美しく豊かな自然環境を誇り、環境保全にかかわる各種施策を住民、事業者と協働・連携して推進してきました。このような中、住民の環境保全への関心も徐々に高まってきており、自主的な環境保全活動が活発化しつつあります。

今後は、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりへの取り組みを住民との協働のもとで推進していく必要があります。

【ごみ処理】

環境保全の重要性が叫ばれる中、廃棄物等の発生を抑制し、有益な廃棄物は資源化して活用することで環境への負荷をできる限り減らす社会を形成していくことが求められています。

本町は、廃棄物の燃料化などをはじめ、ごみ減量化、リサイクルの促進にも努めてきました。また、関係機関との連携のもとで、不法投棄対策も進めてきました。

現在、稼働中のごみ固形燃料化施設で製造している固形燃料の受け入れ先である三重ごみ固形燃料発電所が平成32年度に事業を終了することに伴い、東紀州5市町による新たなごみ処理施設整備の検討を進めています。

今後もしもごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、住民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や風水害など、発災時に大量に発生することが見込まれる災害廃棄物の処理について、町民の生活環境の保全を図るため、処理体制を構築していく必要があります。

不燃物処理場については、残余容量が不足しており、搬入制限等により残余年数の延長を図っていますが、不燃ごみの処理方法を含め施設の一層の延命化を図る必要があります。

【生活排水処理】

本町では、合併処理浄化槽*の設置を奨励するなど生活排水処理に取り組んできました。

今後も、公共用水域の水質保全が強く求められており、豊かな自然環境を守り、良好な生活環境を確保するため、合併処理浄化槽*の普及促進を図っていく必要があります。

【し尿処理】

本町のし尿処理については、クリーンセンターで処理を行っています。

近年、合併処理浄化槽の普及により、浄化槽汚泥の処理がし尿処理を上回ってきており、今後さらにその傾向が続くと予想されることから、施設の改修・更新を行う必要があります。

災害時に、浄化槽等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか、避難所等から発生するし尿に対応するための体制を確保していく必要があります。

【火葬場】

本町では、直営で「浄^{じょう}聖^{しょう}苑^{えん}」、大紀町との一部事務組合で「荷坂やすらぎ苑」を運営しています。

今後も必要な改修を行いながら、効率的な運営に努めていく必要があります。



銚子川

主要施策

(1) 環境保全意識の高揚

- ①広報・啓発活動や公害防止対策、自然環境の保全などの環境教育・環境学習を推進し、住民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ②住民・事業者の環境保全活動を支援するなど自主的な活動を推進します。

(2) 環境保全施策の展開

- ①省資源、省エネルギー、リサイクル運動の促進など、低炭素*、環境負荷の少ない生活様式を定着するための活動を推進します。
- ②紀北町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設全般での温室効果ガス*の削減に取り組めます。
- ③水質汚濁・大気汚染・こう か ばいじん降下煤塵・騒音・振動などの公害に対し、定期的な公害環境調査を実施し、監視と未然防止を図ります。
- ④関係機関や関係団体等と連携し、ササユリ・カンムリウミスズメ等の貴重な動植物の保護を図ります。

(3) ごみ収集・処理体制の充実

- ①広域的な連携のもと、効率的なごみ処理体制の強化を図ります。
- ②ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じて分別排出の徹底を促進します。
- ③ごみの不法投棄の防止に向け、看板の設置、環境パトロールの実施など監視体制等の充実を図ります。
- ④災害時に発生することが見込まれる災害廃棄物について、紀北町地域防災計画等と整合性を図りながら、関係機関と協力し、迅速かつ適正に処理できるような体制の整備を図ります。
- ⑤不燃物処理場について、延命化を図るとともに不燃ごみの処理方法等の検討を進めます。

(4) 浄化槽の整備促進

- ①河川や海洋など公共水域の水質保全や快適で衛生的な生活環境づくりのため、設置に対する支援を行い、合併処理浄化槽*の整備を推進します。
- ②合併処理浄化槽*が適正に使用されるよう、その状況把握と維持管理指導を図ります。

(5) し尿の適正な処理

- ①増加する浄化槽汚泥処理に対応するため、施設の更新整備を図るとともに、浄化槽汚泥濃縮車の導入等を検討します。
- ②機械の保守点検、運転経費の削減をはじめ適正な維持管理に努めます。
- ③災害時に発生することが見込まれるし尿については、衛生面の観点から計画的な収集体制の整備を図ります。

(6) 火葬場・墓地の適切な運営・管理

- ①「浄聖苑」^{じようしょうえん}、「荷坂やすらぎ苑」の適切な運営に努めます。
- ②町営墓地の適正な運営・管理に努めるとともに、町営墓地以外の各地区の墓地の改修など引き続き支援に努めます。

(7) 衛生対策の推進

- ①ペットなどの飼い方について、行政放送や広報紙などを通して啓発し、狂犬病予防注射接種の推進、適正飼育の周知に努めます。



環境学習

8. 情報化

現状と課題

近年、インターネットの普及等により情報通信環境が飛躍的に向上し、情報の入手や自らの情報を全世界に発信することが容易にできる環境が実現しています。こうした情報通信技術は、住民サービスの向上や自治体の効率化、そして地域全体の活性化に大きな役割を果たすものとして、その重要性がさらに高まってきています。

本町では、全世帯でCATVによるブロードバンド*通信が可能となっていますが、情報通信技術の進展により、さらなる高速化が必要となっています。また、地域においては、光ファイバー網が整備されていない地域が存在しています。

防災行政無線設備については、各地区に屋外子局を整備し、各家庭にも戸別受信機を設置することによりの確な情報の伝達に努めています。しかしながら、気象警報や災害対策などに関する情報や行政情報を、より早く、確実に住民に伝達するため、防災行政無線設備のデジタル化等情報発信の多様化への取り組みを進めていく必要があります。

今後も、情報格差を生じさせないためにも、急速に進展する情報通信技術を地域と行政において一体的に活用していくため、情報通信基盤の充実をはじめ、情報通信技術の積極的な活用や、誰もが利用できる環境づくりを進める必要があります。



行政放送番組「ふるさと紀北町」

主要施策

(1) 行政情報化の推進

- ①情報通信システムの一層の整備充実を図るとともに、CATVを利用した行政情報提供システムの充実に努めます。また、インターネットなどを活用した行政サービス提供システムの構築を検討します。
- ②庁舎内・行政施設間のネットワークの安定的な運用を図るとともに、セキュリティの強化や職員等に対する研修を実施し、情報漏えい対策を図ります。
- ③各行政分野に分散したデータを、一つの地図に統合する地理情報システム*の充実を図ります。

(2) 地域情報化の推進

- ①ホームページやSNS*等の充実を図り、住民や観光客などへの積極的な情報配信を行います。
- ②事業者、関係機関への働きかけを通じて、テレビ・ラジオ、携帯電話の情報格差を是正する設備の整備促進や、光回線によるインターネット接続サービスの拡大を支援します。
- ③パソコン、携帯電話、地上デジタル放送等の新しい技術を利用したサービスを有効に活用できるよう、講習会等の開催や情報の提供を進めます。
- ④防災行政無線施設等の整備充実を図ります。
- ⑤公共施設などでの無料の公衆無線LAN*の整備を促進し、情報取得環境の充実を図ります。

第2節 やさしさを支え合う健康・福祉のまち

1. 子育て・児童福祉

現状と課題

核家族化の進行や住民同士の関係の希薄化により、子育て家庭の孤立化が問題視されつつあり、育児への負担や不安を感じている人が増加しています。

本町では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に対応して、紀北町子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援センターの強化、様々な機会を通じた情報提供に努めています。

また、放課後児童対策の充実、母子保健事業の充実、乳幼児等の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。

さらに、子育てしやすい環境づくりとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなう地域づくりに向けて、結婚・妊娠・出産・子育てに係るポータルサイトである「きほくファミラボ*」を開設しています。

加えて、子育て世帯への経済的支援として、保育料の軽減措置、第3子以降の保育料の無料化を実施しています。

今後も、社会全体で子育て家庭を支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。



離乳食教室

主要施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

- ①紀北町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援新制度における各種子育て支援施策を総合的に実施します。
- ②利用者支援や放課後児童クラブの実施など地域の実情に応じた支援施策の展開を図ります。

(2) 保育サービス等の充実

- ①特別保育・一時保育など、保育サービスの充実を図ります。
- ②保育ニーズに対応できるよう、保育施設の充実、耐震化を図ります。
- ③私立保育所に対する施設の運営に対する支援を行います。
- ④町立保育所の運営のあり方について検討を行います。
- ⑤多子世帯の保育料等について、軽減措置等の支援を行います。

(3) 子どもと親の健康の増進

- ①安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援をはじめ、育児不安の解消、母子保健事業による母子の疾病予防・健康の保持増進など途切れのない支援を行います。
- ②子ども・ひとり親家庭等の医療費負担に対する支援を行うとともに、現物給付化等について検討していきます。

(4) 要保護児童等への対応の推進

- ①紀州児童相談所、民生委員・児童委員等との連携のもと、要保護児童*対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応を図ります。

(5) 結婚・出産等を希望する若い世代への支援

- ①結婚を希望する方への婚活対策を進め、出会いの場の確保と成婚後の町内居住に向けた支援を行います。
- ②不妊治療費の助成など、子どもを持ちたい夫婦への支援を行います。

2. 高齢者福祉

現状と課題

わが国では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築を目指しています。

本町の高齢化率（平成27年国勢調査）は42.3%と4割を超えており、後期高齢者の比率がさらに高まることにより、寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者が増加し、家族介護力の低下などにより、高齢者とその家族等の保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まると考えられます。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して暮らせることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が求められています。

また、介護保険制度の改正により、平成29年度より要支援者の訪問介護・通所介護サービスを従来の介護保険サービスではなく地域の特性を生かしたサービス（地域支援事業）へ移行することが予定されていることから、地域特性や社会資源を生かしたサービスの推進が重要となっています。

今後も、広域的な連携に基づき、介護予防・地域支援事業を展開するとともに、高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに一層取り組む必要があります。



老人ホーム赤羽寮（夏祭り）

主要施策

(1) 保健・福祉サービスの充実

- ①高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関係機関の連携を強化し、健診・指導や健康教育・相談など、各種保健・福祉サービスの充実を図ります。
- ②配食サービス、緊急通報システム事業など、在宅生活を支援する福祉サービスの提供を行います。
- ③高齢者に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、総合的な介護予防システムの定着に努めます。
- ④町営老人ホーム（養護・特別養護）における入居者が、安全で安心できる住環境の整備に努めます。

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

- ①高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や、高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。
- ②高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう、シルバー人材センター*への支援など就業、社会参加を促進します。

(3) 認知症対策の推進

- ①認知症の早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援チーム*の体制整備を図るとともに、認知症ケアパス*の作成・普及を推進します。
- ②認知症についての知識の普及や認知症サポーター*の養成など認知症になっても暮らしやすい地域体制づくりを支援します。

(4) 家族介護者への支援

- ①ねたきり高齢者等の福祉向上と介護者の経済的負担を軽減するため、「ねたきり老人等福祉保健手当*」の支給を実施します。
- ②在宅で要介護者や認知症高齢者を介護する家族を対象に、家族介護教室を実施します。

3. 障がい者福祉

現状と課題

障がい者を取り巻く環境は、高齢化の進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化等に伴い大きく変化してきています。

平成25年に障害者総合支援法が施行され、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが求められています。

本町では、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、障害者総合支援法、地域生活支援事業等による福祉サービスや障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりに向け、様々な施策を推進してきました。

しかし、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

さらに、平成28年には障害者差別解消法が施行されており、障がいを理由とするあらゆる差別の解消が求められます。

今後も、障がい者への相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、福祉施設からの地域生活への移行、就労機会の拡大や社会参加の促進など、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。



紀北作業所

主要施策

(1) 障がい福祉サービスの充実

- ①障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、障害者総合支援法、地域生活支援事業等による福祉サービスの充実や社会資源の整備を行います。
- ②障がい者が適切なサービスを利用できるよう制度周知・相談体制の充実を図ります。

(2) 療育支援体制の充実

- ①障がいの早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、療育支援体制の充実を図ります。

(3) 障がい者の社会参加の促進

- ①障がい者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。
- ②障がい者団体の育成と活動への支援に努め、障がい者の社会参加を促進します。
- ③関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発等を行います。

(4) 相互理解の促進

- ①障がいを持つ人と持たない人がともに生きる社会環境づくりと障がいを理由としたあらゆる差別の解消に向け、障がい者に対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育を充実します。



ゆめ向井工房

4. 地域福祉

現状と課題

地域社会における支え合いの機能の希薄化、家庭内での介護能力、扶養能力の低下などが指摘される中で、国では、措置する福祉から自立する福祉への方向転換を進めてきました。このため、複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成するためには、住民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

本町では、社会福祉協議会が地域の高齢者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生委員・児童委員、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した様々な福祉活動を展開しています。

今後も、日常生活において支援を必要とする高齢者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、地域ぐるみの地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

主要施策

(1) 福祉意識の高揚

- ①住民の福祉意識の高揚を図るため、関係団体等と連携した福祉イベントの開催をはじめ、福祉教育の推進、地域住民との交流など広報・啓発活動を実施します。
- ②見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化を促進します。

(2) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

- ①社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。
- ②福祉ボランティアやNPO*の育成、福祉人材の育成・確保に努めます。

(3) 人にやさしい環境整備の推進

- ①県ユニバーサルデザイン*のまちづくり推進条例等に基づき、既存の施設も含め誰もが利用しやすい施設整備や道路整備を進めます。

5. 健康づくり・医療

現状と課題

高齢化が急速に進む中、健康寿命*の延伸、生活の質の向上に向け、生活習慣病の発症及び重症化の予防を重視した取り組みが求められています。

本町では、各種健康診査・がん検診や健康教育、相談などの保健事業を実施するとともに、健康づくりについての知識の普及と一層の関心を深めてもらう情報提供に努めるなど、住民の健康の保持・増進を目指した各種施策を積極的に推進してきました。

特に、「ちょい減らし + 10（プラス・テン）*」を健康づくりの合言葉に、「ちょい減らし + 10（プラス・テン）*^{かつかつ}チャレンジ」、「きほく活活体操」や「健康ウォーキング」など、健康づくり活動を展開しています。

しかし、本町でも、高齢化とともに生活様式や食生活の変化により生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加がみられ、健康診査やがん検診の受診率向上も大きな課題となっています。

今後も、住民一人ひとりが自ら積極的に健康づくり活動へ参加するよう促すことで、健康寿命*を延ばし、生涯にわたって元気に過ごせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた地域ぐるみの健康づくり活動の促進など、一人ひとりの年齢や体力に応じた運動を生活の一部として習慣化することが大切です。また、健康診査・指導、子どもから高齢者まで各世代に応じた健康教育など保健事業の充実を図る必要があります。

高齢化の進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。



健康ウォーキング

主要施策

(1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

- ① 広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催などにより、健康づくりに対する意識の高揚や健康に対する正しい知識の普及を図ります。
- ② 「ちょい減らし + 10 (プラス・テン) *チャレンジ」の推進とともに、「きほく^{かつかつ}活活体操」や「健康ウォーキング」のさらなる普及に努めます。
- ③ 地域における健康づくり活動の活性化に向け、元気づくり推進員や食生活改善推進員等の活動を支援します。
- ④ 各地区において実施する健康運動教室「はつらつクラブ」や紀北健康スポーツクラブなどにより住民が運動する機会を創出し、運動が生活の一部となるよう習慣化を促進します。
- ⑤ 健康フェスティバルや体力測定を開催により、自身の健康状態について自覚し、運動の必要性や重要性に気付くとともに、運動の継続を図ります。
- ⑥ 健康増進、健康寿命*延長の拠点施設として健康増進施設の整備を推進し、効果的な運営と利用促進により、住民の健康増進や介護予防を図ります。

(2) 保健事業の推進

- ① 自分の健康状態を把握し、結果に応じて生活習慣を見直してもらうため、各種健康診査やがん検診の実施を図ります。
- ② 各種健康診査の結果、要注意者に対して、訪問指導や健康相談を通じた重症化防止のための事後指導に努めます。
- ③ 健康管理システムの活用により、がん検診未受診者や、新たな対象者への受診勧奨を行います。
- ④ 健診データの分析結果に基づき、生活習慣病予防に関する健康教育を実施します。
- ⑤ 疾病の予防や健康増進に関する正しい知識と具体的な実践方法について、健康相談や健康教育などの機会を通じて住民に学習の機会を提供します。
- ⑥ 広報活動の推進、講演会の開催などにより、こころの健康についての正しい知識の普及を図るとともに、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- ⑦ 感染症等についての啓発活動を推進するとともに、予防接種等の接種勧奨など予防対策に努めます。

(3) 地域医療体制の充実

- ① 多様化する医療ニーズに対応するため、医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実に努めます。
- ② 身近なところできめ細かな医療を提供する、かかりつけ医の普及を図ります。
- ③ 関係機関と連携し、休日夜間診療など救急医療体制を強化します。

6. 社会保障

現状と課題

【国民健康保険】

国民健康保険事業は、人々の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行等により医療費は増大し続け、その運営は厳しい状況にあり、国においては国民健康保険制度改革*が進められています。

今後は、制度改革への対応を図るとともに、医療費適正化対策の推進、国民健康保険料の適正な収納に努める必要があります。

【介護保険】

本町では、尾鷲市と共同で設置した紀北広域連合が保険者となり、介護保険事業計画の作成、保険料の平準化、介護認定審査会の設置、条例・規約の制定などの事務を行い、申請、相談業務などについては各市町が行っています。

これまで地域での総合的なケアマネジメント*を担う中核機関である地域包括支援センター*と連携し、介護予防ケアマネジメント*や総合的な相談、権利擁護など地域包括ケア*の確立に努めてきました。

今後は、紀北広域連合での介護保険事業計画に基づき、認定調査からサービス利用に至る総合的な推進体制の強化を図る必要があります。

【国民年金】

国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度です。

日本年金機構と連携し、制度に対する住民の理解をさらに深めていく必要があります。

【生活保護】

生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度ですが、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

今後は、関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めるとともに、平成27年4月より開始された生活困窮者自立支援制度による、生活全般にわたる困りごと相談の利用を勧めるなど、生活保護に至る前に、生活困窮者の経済的自立と生活意欲の高揚に向けた取り組みを実施していく必要があります。

主要施策

(1) 国民健康保険事業の推進

- ①生活習慣病の早期発見・対策のために、特定健康診査・特定保健指導等については、保健事業として対象者の受診率の向上施策を講じます。
- ②健康に対する正しい知識の普及や健康づくりの意識向上に向けて講演会・健康教室等を実施します。

(2) 後期高齢者医療制度の円滑な運営

- ①広域的な連携のもと、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。

(3) 介護保険制度の推進

- ①広域的な連携のもと、介護保険事業計画に基づき、介護給付や予防給付の実施、制度やサービスの周知、要介護認定調査、苦情への適正な対応、サービスの質の向上など介護保険事業の適正な運営を図り、総合的な推進体制を強化します。
- ②多様化する介護ニーズに対応できるよう、地域包括ケアシステム*の実現に向けた取り組みを進めます。

(4) 国民年金制度の啓発

- ①国民年金の制度について正しい理解を深めるため、関係機関と連携し、広報・啓発活動の充実を図ります。
- ②関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

(5) 生活保護世帯への支援

- ①生活保護世帯の自立や就労支援に向けて、関係機関と連携し、相談・指導に努めます。
- ②生活困窮者への支援として生活困窮者自立支援制度の利用を勧めるなど、関係機関と連携し、生活保護に至る前の取り組みを行います。

第3節 魅力と活力ある産業のまち

1. 農業

現状と課題

本町の農業は、中山間地域という営農不利条件の中、水稻、果樹、養鶏、野菜を中心に経営されていますが、今後は、収益性の高い作物等への生産転換、生産品の確実な販売ルートの確保等が必要となっています。また、離農する農家も増え、耕作放棄地の増加に伴って経営耕地面積は減少している状況がみられます。

こうした中、中山間地域総合整備事業をはじめ、海岸環境整備事業、一般土地改良整備事業などの各種基盤整備事業とともに、新規就農者支援事業による担い手の育成支援など営農条件を整え、離農者の抑止に努めてきました。

しかし、農業を取り巻く情勢は、営農者の高齢化や担い手不足を解消する抜本的な解決策が見つからない中、輸入農産物の一部関税の撤廃などによる営農継続への不安の高まり、米価の低迷から生じる農業所得の低下など、零細農家が多い本町の農家には極めて厳しい状況にあり、さらには獣害による生産者の耕作意欲の減退も懸念されています。

今後は、農地の持つ多面的機能を維持・発揮させるため、低迷し減退する農業に歯止めをかけ、農業での地域振興策や後継者育成を行い、魅力的な農業を展開していく必要があります。



みかん狩り（古里地区）

主要施策

(1) 農業経営基盤の充実

- ① 高能率農業に向けた生産基盤の整備を進めるとともに、農業用施設の維持管理への支援を行います。
- ② 排水機場や揚水機場等の大規模な維持修繕に対する、土地改良施設維持管理適正化事業を活用します。
- ③ 農業経営に意欲を持つ中核的農業者に、農地中間管理事業を活用した経営の拡大、農地集積を奨励します。
- ④ 関係機関と連携し、営農技術の指導や研修会への参加を促し、農業経営の改善を図ります。
- ⑤ 耕作放棄地について、その発生の抑制を図るとともに、既存の耕作放棄地については、利用意向調査を踏まえた活用の検討・整備を図ります。
- ⑥ 土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進していくために、農地利用・営農状況の現状を把握した上で、農業振興地域整備計画（農振農用地）の見直しを定期的に行っていきます。

(2) 後継者・担い手の育成

- ① 農業後継者や新規就農者の技術習得等への支援を行うとともに、安定した経営に向けた各制度の有効利用の指導に努めます。
- ② 就農希望者や研修生の受け入れ体制の整備、研修会の開催など将来有望な後継者・担い手の育成支援等を展開します。

(3) 農産物の特産品開発

- ① 農産物の特産品の開発及び6次産業化*の確立を支援します。
- ② 農業産品を利用した特産品の開発支援とその育成を図り、高付加価値化と農業所得の向上を図ります。
- ③ 昔から脈々と受け継がれている、伝統食材の継承と育成支援に努めます。

(4) 安全・安心への取り組み

- ① 「みえの安心食材*」の普及促進など安全で安心な農作物の生産を推進します。
- ② 直売システムの確立、学校給食の食材への導入、地元食品加工業者への材料供給など地産地消を促進します。
- ③ 見える生産者としてトレーサビリティシステム*の導入を図ります。
- ④ 関係機関と連携し、鳥インフルエンザに対する防疫措置への支援等に努めます。

(5) 都市・消費者との交流

- ①消費者に安全で安心できる農作物を周知し認知してもらうため、生産現場の体験や生産方法の説明など生産者と消費者の交流を促進します。
- ②生産現場の豊かな食や素晴らしい文化等の資源を生かし、自然体験や農業体験などを通し、都市と農村の交流を促進します。

(6) 有害鳥獣対策の推進

- ①防護柵設置や駆除等への助成など、地域と連携した有害鳥獣対策の推進を図ります。
- ②農業改良普及センターと連携した被害防止研修等を実施します。



鳥獣被害防止総合支援事業（防護柵設置）

2. 林業

現状と課題

森林は、木材の生産のみならず、国土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有しており、その持続的な機能の発揮が求められています。

しかし、近年の建築様式の変化や安価な外国産材の需要の伸びなどにより、国産材の需要減少と価格低迷がみられるほか、林業従事者の高齢化など、林業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっています。

本町は、年間を通じて温暖で降水量が多いという育林に適した気候条件に恵まれ、森林面積(22,976ha)は町総面積の約90%を占め、古くから林業が盛んに行われています。

町内の人工林のほとんどはヒノキが占めており、産出されるヒノキ材は、高度な育林技術と製材・乾燥技術などにより、消費地では「尾鷲ヒノキ」のブランド銘として高い評価を受けています。

また、平成28年に県内で開催された伊勢志摩サミット(第42回先進国首脳会議)においても、首脳会議用円卓へ尾鷲ヒノキ材が採用され、内装材としての知名度も向上してきました。

今後も、林業の担い手の確保・育成を図り、適正な森林管理を推進するとともに、林業生産基盤の整備、林産物の安定供給、内装建材等の商品開発支援を図る必要があります。

また、新たな産業である木質バイオマス*エネルギー利用等での需要拡大や憩いの場としての森林整備と併せて森林に対する理解と意識の高揚などの施策を推進し、公益的機能を有する豊かで生産性の高い森林を創造していく必要があります。



尾鷲ヒノキ材 (FSC 材)

主要施策

(1) 林業基盤の整備

- ①自然環境に配慮した林道等の新設や既存林道の維持・管理を図ります。
- ②森林所有者や森林組合等と協働のもと、境界の明確化に努め、導入した森林GIS*を活用し、森林管理の効率化に努めます。
- ③森林組合と連携し、育林技術の改良や小規模所有者などの集約化を進め、機械化を含めた効率的な施業体制の確立を図ります。
- ④新規就業者の育成とともに、森林の施業や作業路網整備、木材の販売等総合的に提案し、森林管理ができる人材の育成に努めます。
- ⑤森林組合、木材協同組合、木材関連業者及び隣接市町と連携し、販路組織の強化を図り、国産材の安定供給体制の確保に努めます。

(2) 森林整備の推進

- ①森林組合をはじめ、林業事業体、森林所有者と連携し、長期的な施業体系のもとに、再造林や除・間伐等の育林を積極的に実施するとともに、森林資源の循環利用について検討を進めます。
- ②ヒノキの密植・多間伐といった従来の育林体系に加え、植栽本数を減らした低コスト造林、広葉樹林の整備及び獣害対策を推進します。
- ③森林の公益的機能の維持増進を図るため、保安林の指定を促し、災害の未然防止の観点から、治山事業を推進します。

(3) 地元材の新たな利活用の促進

- ①公共建築物や公園施設製品、公共工事資材の木造化・木質化の促進を図り、さらに公共建築施設への木質バイオマス*エネルギーの利用を検討します。
- ②尾鷲ヒノキ材の活用推進を図るため、国際認証制度（FSC*）の活用や認証取得への支援、内装材の利用促進や情報発信を行い、民間住宅等への地元材利用拡大に努めます。
- ③関係機関等と連携し、新たな木材需要の創出に向けた製材業等への支援を検討します。

(4) 森林の活用

- ①森林の環境教育等での活用とともに、林業への理解を深める体験プログラムなど林業体験を通じた都市との交流を支援します。
- ②保健・休養、体験的な活動に森林を活用するとともに、里山としての役割を見直し、日常的に森林を有効活用するための整備を実施します。

3. 水産業

現状と課題

本町の伝統的基幹産業の1つである水産業は、リアス海岸の地形を利用した沿岸漁業と中型まき網漁業、近海カツオ・マグロ漁業があり、沿岸漁業では定置網・刺し網や一本釣りを主とした漁船漁業と魚類養殖を主とした浅海養殖業が展開されています。

しかし、漁場環境の悪化や乱獲による水産資源の減少、輸入水産物の急増による魚価の低迷、消費者の魚離れ等により極めて厳しい状況にあります。また、漁業者の高齢化が著しく、労働力の不足及び水揚げ高の不安定さを招き、漁業後継者不足が深刻な問題となっています。

また、水揚げの中核を担っていた近海カツオ船の水揚げが漁場の変化により減少傾向にあるため、員外船も含めた入港促進も課題となっています。

今後も、本町の重要な地場産業である水産業を発展させるため、生産基盤の整備、漁場環境の保全・整備、魚市場の衛生化、種苗放流、資源管理、経営の近代化、担い手の育成・確保など多面的な施策を積極的に推進し、経営の安定と所得の向上を図る必要があります。



ブリの水揚げ（島勝大敷）

主要施策

(1) 水産資源の確保

- ①海の汚染防止に努めるとともに、稚魚などの種苗の放流や禁漁区の設定により資源の回復管理を図り、漁獲量の増加を促進します。
- ②人工魚礁の設置、藻場の造成、食害生物の駆除など漁場の造成整備を図ります。
- ③種苗放流の効果を高めるために、中間育成事業への取り組みを検討します。
- ④組織への技術指導者の配置など養殖技術の向上を図ります。
- ⑤魚貝類及びのり養殖の振興をはじめ、新魚種養殖の支援、養殖量の適正化により、魚価の安定と消費の拡大を図ります。
- ⑥環境負荷が少ない国際認証制度の取得支援を検討します。

(2) 所得向上に向けた施策の展開

- ①関係機関、関係団体との連携により、産地魚価の安定と魚食普及、地産地消などの消費拡大を進めます。
- ②漁獲物の付加価値を高めるとともに、新たな需要の創出に向けた流通ルートの開拓に取り組めます。
- ③漁業の近代化と経営の合理化、安定化を図るための施設の整備を図ります。
- ④漁場管理体制の樹立と、協業グループの推進を図ります。
- ⑤共同利用施設における省力機器整備や衛生面に配慮した共同加工場等の整備を図ります。

(3) 担い手の育成・組織の強化

- ①地域の漁業を学習する機会を設け、後継者の確保育成に努めます。
- ②漁業協同組合への外国人漁業研修生の受け入れを積極的に支援します。
- ③漁業者自らが講師となり技術等を若手の漁業者に伝え、リーダーとなるべき人材の育成に努めます。
- ④漁業協同組合について、広域合併を視野に入れつつ、経営基盤の強化を図った上で、組合組織の充実、市場販売手数料の統一を支援します。

(4) 水産加工業の振興

- ①荷捌施設、輸送施設など地域の中核的流通加工施設の活用を推進します。
- ②漁業者と仲買人が一体となった流通機構の改善と販路の拡大を図ります。
- ③水産物のブランド化、加工品の高付加価値化など流通加工体制の強化を図ります。

(5) 漁港等の整備

- ①衛生的で新鮮な水産物を届ける産地市場を目指す取り組みを推進します。
- ②員外船の入港を積極的に進め、関連施設の充実に努めます。
- ③都市住民との交流を促進するための施設整備を行います。
- ④漁港や海岸保全施設の整備促進を図るとともに、機能保全計画を策定し、施設の長寿命化を図ります。



長島港魚市場整備



アオサノリの養殖場

4. 商工業

現状と課題

近年、道路・交通体系の変化や消費者ニーズの変化等を背景に、全国的に既存商店の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

本町の商業は、こうした商業構造の変化とともに、経営者の高齢化や後継者不足などで一層厳しさを増しています。また、工業についても、木材・水産加工業を中心に、地域の雇用の場として地域経済を支える重要な役割を担っていますが、その大半は零細で経営基盤も弱く、景気の変動に左右されやすい事業所となっています。

企業誘致については、立地条件の不利さ、長引く不況の回復の遅れなどから困難な状況が続いており、新たな企業の誘致は容易な状況にはありません。

このため、商工会との連携のもと、持続的な企業経営に向け、経営近代化の促進をはじめ、時代変化に柔軟に対応した支援を行うとともに、地域経済の活性化に向け、優良企業の誘致、起業・創業への支援、既存企業との連携協力を図り、就業機会の確保に努める必要があります。



年末港市（長島港）

主要施策

(1) 地場産業の振興

- ①農林水産業と連携した特産品の開発・販売を促進するとともに、地域内外へのPRを強化し、紀北町ブランドの確立・開発と販路の拡大を図ります。
- ②地域振興施設「始神テラス」^{はじかみ}を町内業者のアンテナショップ*として活用し、地域特性を生かした商品の販売の促進や地域内外への情報発信を図ります。
- ③きいながしま港市などの物販関連事業については、地域の活性化のための支援を行います。
- ④低価格、大量生産の海外製造製品に対抗するため、地域資源を活用した製品へ高付加価値化の対策を進めます。
- ⑤地場産業に関連する水産加工業などの振興を図るため、諸施策について調査・検討を行うとともに、研修会などを開催し人材の育成と技術指導を図ります。
- ⑥ふるさと納税*制度を活用した地場産品の知名度向上を図ります。

(2) 経営体制の強化

- ①商工会と連携し、時代に即応できる商品知識、販売技術の習得、接遇の研修、経営の合理化、流通機構の情報収集、電子商取引の拡大など商店の近代化による消費者ニーズに応じた商品づくり経営診断、事業主及び従業員の研修、金融対策など経営改善に対応する指導強化、事業計画の策定支援を行います。
- ②商工会との連携のもと、町内消費拡大に向けたポイントカード等の普及促進を図ります。
- ③製造業、建設業をはじめ、各分野の既存企業への新技術導入、研究開発、従業員の育成・確保の支援に努め、経営の安定化を促進します。

(3) 起業・創業の支援

- ①地域にある小規模商店や、新たに商店等を出店しようとする者への支援に取り組みます。
- ②関係機関と連携し、紀北町創業支援計画に基づき、起業・創業の支援を行います。
- ③商品開発、市場調査から販売まで生産者を支援する地域商社*の設立促進を支援します。

(4) 新規企業の立地促進・支援

- ①関係機関との連携のもと、企業誘致活動を展開し、新規企業の立地促進・支援に努めます。
- ②生産企業のみならず、IT*系、研究・開発系の企業も含めた企業誘致を促進します。

5. 観光

現状と課題

本町は、豊かな自然や「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産登録された熊野古道をはじめとした貴重な歴史・文化的資源に恵まれています。

また、熊野灘臨海公園、体験型イベント交流施設「けいちゅう」、きいながしま古里温泉、下河内散策路、町営キャンプ場「キャンプ inn 海山」、道の駅「紀伊長島マンボウ」及び道の駅「海山」の2つの道の駅、地域振興施設「始神テラス」などの観光・交流施設に加え、特色ある食文化、数多くのイベントなど多くの来訪者を有する観光資源・交流資源を有しています。

こうした地域資源を活用して、自然体験、海・山の産業体験、スポーツ交流などのメニュー化により、民宿・旅館、キャンプ場等への宿泊客の誘致に努めてきました。

また、平成26年に紀勢自動車道が全線開通し、中京圏、関西圏から本町へのアクセスが向上したことから、観光客の誘致や住民生活への利便性の向上が図られました。

今後は、観光客のニーズが、自然や文化志向の体験型観光へと変化している状況を踏まえ、本町の観光のあり方も豊富な地域資源を活用した体験型交流を一層推進することにより、多様化する観光客のニーズに的確に応えていくとともに、農林水産業など地場産業と連携した観光振興、観光関連施設の整備と豊富な地域資源を活用した通年型の体験型集客交流を推進することにより、魅力ある観光交流圏づくりを進め、地域経済の活性化を図っていく必要があります。



三重紀北 SEA TO SUMMIT (城ノ浜)

主要施策

(1) 観光振興体制の確立

- ①観光入込客の増加を図るため、行政機関、関係団体等との相互連携のもと観光客のニーズにあわせた町内の各観光施設のルート化や「体験観光」、「学習観光」、「楽しい観光」といった視点に基づく観光のあり方について検討を進めます。
- ②農林水産業など地場産業と連携した観光振興策の展開を図ります。
- ③紀北町観光サービスセンターの活用を図るとともに、紀北町観光協会の活動等に対する支援を行います。
- ④地域と協同して観光地域づくりを行う観光DMO*設立に向けた検討を行います。

(2) 観光地としての魅力の向上

- ①海、山、川の豊かな地域資源を活用した自然体験や地場産品の加工体験など、当地域ならではの様々な体験メニューの充実を図り、四季を通じて楽しめる体験型集客交流の推進を図るとともに、民宿・旅館、キャンプ場等への宿泊客の誘致に努めます。
- ②世界遺産熊野古道について、活動拠点となる施設や古道客の受け入れ体制の整備などにより集客交流活動の活発化を促進します。
- ③観光関連事業者の知識と意識の向上、情報共有、連携強化に向け、研修会・講演会を開催します。
- ④地域をイメージづける特産品・土産品や地域食材を活用したオリジナル料理などの開発を支援するとともに、販売ラベル等の統一化・特徴化を図ります。
- ⑤道の駅「海山」、「便石山」、「種まき権兵衛の里」、「魚飛溪」など、各施設や資源を上手くリンクし、観光客が一日中楽しめるように銚子川流域の整備を進めます。
- ⑥オートキャンプ場「キャンプ inn 海山」や体験型イベント交流施設「けいちゅう」の利用促進に繋がる企画や施設整備を推進します。
- ⑦外国人観光客に対応するため、インバウンド*対策に取り組めます。
- ⑧町内の観光拠点等への観光客の2次交通*の確保を図ります。

(3) 情報発信の強化

- ①観光情報発信システムを活用した情報発信など積極的な観光PR活動に努めます。
- ②地域振興施設「始神テラス」、道の駅「紀伊長島マンボウ」や道の駅「海山」での町内の観光名所への誘導や宿泊施設の紹介など情報発信に努めます。
- ③関係機関や隣接市町と連携して広域的観光ルートの確立と情報発信を図ります。

(4) 各種イベントの充実

- ①観光コーディネーターや観光インストラクター等の起用により、自然体験型観光イベントや体験研修をさらに推進します。
- ②農林水産業などの事業者や各種団体と積極的に連携し、収益向上に繋がる産業体験イベントを実施します。
- ③きほく燈籠祭をはじめとする各種イベントや伝統芸能等を支援するとともに、世界遺産熊野古道を活用した広域連携を進め、さらなる集客力の向上に努めます。

(5) 熊野灘レクリエーション都市の活用

- ①関係機関と連携し、施設の利活用に努めるとともに、適切な維持管理を図ります。
- ②利用者拡大のため、観光誘客を図るとともに、都市圏及び伊勢志摩地域からのアプローチを容易にするため、紀勢自動車道、国道 42 号、国道 260 号、国道 422 号の広域交通体系の整備促進を関係機関に働きかけるとともに、熊野灘レクリエーション都市地域へのアクセス網の整備を促進します。



地域振興施設「始神テラス」

6. 雇用・就労

現状と課題

産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化傾向の強まりとともに、近年の経営環境・消費動向の悪化など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

このような中、本町においても、関係機関との連携のもと、雇用機会の確保や雇用の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、ICT*の急激な進展により、これまでの情報アクセスの地域間格差が是正されつつあり、これらの情報技術を活用した電子商取引など新たなビジネスの促進、また、地域特性や観光資源を活用した産業の創設、起業の支援等を図る必要があります。

さらに、勤労生活の安定と豊かでゆとりのある生活の実現に向け、ワーク・ライフ・バランス*の普及や労働条件の向上促進など働きやすい環境づくりを促進する必要があります。

主要施策

(1) 地元雇用の促進

- ①ハローワーク等関係機関と連携して、若者の地元雇用の促進を図ります。
- ②農林水産業の就業体験や冊子、県外での就業相談等を行い、地域の伝統的基幹産業である農林水産業の魅力のPRを図ります。
- ③高齢者、女性、障がい者が年齢や適正、能力に応じた雇用機会の確保に向け、関係機関と連携して、情報提供や相談、事業者への働きかけなどを行います。

(2) 起業・創業支援と企業誘致の促進

- ①町内で起業を希望する方に対して、起業・創業のための支援に取り組みます。
- ②IT*企業等の誘致を推進し、雇用の場の確保に努めます。

(3) 働きやすい環境づくりの促進

- ①勤労者が健康で快適な生活を送れるよう、労働条件の向上やワーク・ライフ・バランス*のための環境づくりに向けた事業所への啓発を行います。

第4節 心豊かに夢を育む教育・文化のまち

1. 幼児教育

現状と課題

幼稚園等は、生まれて初めて友だちとの集団生活を行う場です。この時期に子ども同士が親しみを持って関わることや、恵まれた自然環境を生かして、社会性や感動する心、探究心を育てることは、豊かな人間性や「生きる力」の基礎を育むために不可欠です。

本町では、子ども達が様々な体験をし、心身ともに健やかに育つことを目指し、保護者、地域と連携し、職員が生き生きと活気ある教育活動を展開できる幼稚園等の実現に努めてきました。また、幼稚園施設の耐震改修や老朽化した施設設備の改修を行ってきました。

今後も、基本的な生活習慣の育成に努め、規範意識や道徳性の芽生えを養う指導を図るとともに、世代間や地域住民の連帯感が薄れつつあることから、就学を控えた幼児を持つ親の子育て相談や支援、情報交流の場としての機能充実を一層図る必要があります。

また、施設設備の維持に努めるほか、防犯、防災等において様々な状況下での被災を想定し、訓練を実施していく必要があります。

主要施策

(1) 幼児教育環境の充実

- ①幼稚園教育や一時預かり保育などニーズの多様化に十分応え、たくましい心と体を育む幼児教育の指導体制の充実を図ります。
- ②幼児期で学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼稚園・保育所と小学校との連携強化を図ります。
- ③幼児教育に関する協議会・研修等を充実し、職員一人ひとりの資質向上を図ります。
- ④地震・津波等に対する避難訓練の実施を図るなど防災教育の充実に努めます。
- ⑤家庭、地域との連携を確保するとともに、自然体験や地域の教育力を活用した取り組みを進めます。

(2) 幼稚園施設の整備

- ①施設の定期点検、必要な修繕及び改修など幼稚園施設の充実を図ります。

2. 学校教育

現状と課題

わが国では、少子化・高齢化の進展やグローバル化・高度情報化の進展、経済社会構造の変化など、教育を取り巻く社会状況が変化する中、教育をめぐる様々な課題を踏まえ、「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」を重視した取り組みなど教育の再生に向けた教育環境づくりを進めています。

本町には、小学校が10校、中学校が4校あり、各学校において「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた子どもを育てていくため、基礎学力に応じた教育の充実を図るとともに、ALT*による外国語教育の充実、情報化への対応など、社会変化に対応した教育内容の充実、地域の自然や産業など地域特性を生かした教育に取り組んできました。

また、避難訓練など子どもの安全対策とともに、紀北中学校の整備等、学校図書の実充など学校施設整備、教育環境の整備を積極的に進めてきました。

さらに、地域に開かれた学校づくりに向け、赤羽小学校・赤羽中学校において学校運営協議会を発足させ、コミュニティ・スクール*の導入、充実に向けた取り組みを進めています。

しかし、児童・生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が進んでおり、学校の適正規模・適正配置の推進が課題となってきています。

このため、学力、体力の向上をはじめ、児童・生徒一人ひとりの能力を伸ばす教育の推進とともに、心の問題への対応、特別支援教育の実充、学校給食の実充に努めるとともに、安全・安心な学校づくり、児童・生徒の減少に対応した学校施設整備など、総合的な取り組みを一体的に進めていく必要があります。

また、本町では、学ぶ意欲のある子ども達が、経済的理由により高校、大学への進学を断念することなく、安心して勉学に励むことができる環境を整えるため、奨学金貸与事業を実施しています。近年、制度の周知、貸与額の増加等により、貸与希望者が増加傾向にあります。今後は、国、県、他市町村の動向を注視しつつ、制度のさらなる充実について検討をしていく必要があります。



6年生を送る会

主要施策

(1) 学校教育の充実

- ①基礎的・基本的な学力の向上、豊かな人間性の育成、健康体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本に、グローバル化、情報化など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。
- ②コミュニティ・スクール*の導入、充実に向けて、地域人材の活用など開かれた学校づくりを進めます。
- ③支援の必要な児童・生徒への介助員を配置するなど特別支援教育の充実を図ります。
- ④地域への愛着や基幹産業である農林水産業への理解を深めるための郷土産業学習や自然体験学習を推進します。
- ⑤教職員の資質の向上を図り、教育力を高めるために、各種研修機会の確保を図るとともに、校内研修の充実に努めます。
- ⑥いじめや不登校などの心の問題に対するため、研修・相談・指導の充実を図ります。

(2) 学校施設・設備の充実

- ①「紀北町における児童生徒の減少による学校配置構想」に沿った取り組みを進めます。
- ②老朽化等に対応した施設・設備等の整備、I C T*機器の充実など、教育環境の整備を図ります。
- ③本に学び、本に親しむための学校図書の充実を図ります。
- ④遠距離通学となる児童・生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの適切な運行に努めます。

(3) 子どもの安全の確保

- ①各小中学校において地震・津波等の避難訓練及び防災に関する指導を実施し、意識向上を図ります。
- ②不審者対策等の防犯訓練及び安全指導や登下校時の交通安全対策を実施します。

(4) 食育の推進と学校給食の充実

- ①子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進します。
- ②安心・安全な給食を提供するために、紀伊長島地区の給食センター方式についての検討を進めます。
- ③保護者の負担軽減として、多子世帯への学校給食費の支援を行います。

(5) 奨学金貸与制度の継続と充実

- ① 今後も制度を継続していくとともに、国、県、他市町村の動向を注視しつつ、利用しやすい制度への検討に努めます。



体育祭（ムカデ競争）



地震・津波避難訓練

3. 社会教育・青少年健全育成

現状と課題

【社会教育】

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など、豊かな生活をおくるために、児童期から高齢期までの生涯を通じて学習することができる社会の実現が求められています。

本町では、住民の幅広い学習ニーズに応えるため、図書室の整備や公民館等において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。

今後も、公民館等の社会教育施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、住民の学習ニーズを把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムを提供するとともに自主的な学習活動を支援する必要があります。

【青少年健全育成】

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、家庭と地域社会の教育機能の低下や学校教育への依存傾向が全国的にみられ、青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。

本町では、青少年育成連絡会議や子ども会等の青少年育成団体の活動を支援するとともに、青少年の非行防止対策を実施してきました。

今後も、青少年の健全育成を目指し、青少年健全育成団体と連携し、関係機関、家庭、地域が一体となって青少年を守り育てる社会環境づくりを図る必要があります。



紀伊長島図書室



紀伊長島郷土資料室

主要施策

(1) 学習機会の充実

- ①各世代の学習ニーズを的確に把握し、生涯学習講座、公民館講座、パソコン講座など多彩で特色ある生涯学習プログラムの提供に努めるとともに、生涯学習に関する情報提供の充実に努めます。

(2) 自主的な学習活動の支援

- ①サークル団体などの自主的な学習活動に対して、活動場所や成果発表の機会を提供するなど自主学習活動を支援します。
- ②図書室について、図書等の充実に努め、新刊の紹介や企画展を開催するなど図書室の利用拡大と読書活動の充実に推進します。
- ③利用者ニーズへの対応や老朽化を踏まえ、公民館、図書室、若者センターなど社会教育活動の拠点となる社会教育施設の整備に努めます。

(3) 青少年活動の促進

- ①子ども会、スポーツ少年団などの青少年団体の活動を支援します。
- ②「地域の子どもたちは地域で育てる」を理念とする「いきいき子ども学園」を開設し、小学生に対して放課後や週末に文化、自然、体育等の様々な体験活動を提供します。

(4) 青少年育成環境の整備

- ①青少年育成連絡会議、警察、防犯協会、児童相談所等の関係機関と連携し、防犯パトロールや有害図書・刃物類の適正販売など、地域ぐるみの社会環境の浄化を図ります。
- ②青少年育成連絡会議、PTA連絡協議会と連携し、教育講演会を開催するなど子育て等の家庭教育を支援します。



防犯パトロール

4. スポーツ

現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に寄与するとともに、人と人との交流や仲間づくりを促すなど、健康づくりをはじめ、生きがいづくり、地域づくりに重要な役割を果たしています。

本町では、体育協会やスポーツ少年団、紀北健康スポーツクラブ、スポーツ推進委員などを中心にして、各種スポーツ大会や講習会などの活動が活発に行われています。

また、各種スポーツ団体やクラブの自主的な活動の支援をはじめ、スポーツ施設の維持・整備、各種スポーツ大会の開催協力、競技スポーツの支援など、住民がスポーツに積極的に取り組めるよう努めてきました。

本町の主なスポーツ施設をみると、東長島スポーツ公園、赤羽公園、志子体育館、海山グラウンド、海山体育館、大白公園グラウンド、各学校の体育施設などがあります。また、県営のスポーツ施設は、城ノ浜フィットネスホール及びテニスコート、大白公園テニスコートがあり、いずれの施設も住民のスポーツ活動において活発に利用されています。

こうした、豊富なスポーツ施設と宿泊施設、温暖な気候を生かし、スポーツ合宿や大会の誘致を進めるため、受け入れ体制づくりやPR活動を行っています。

今後は、施設の適正な維持管理を行うとともに、すべての住民がそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動に取り組み、自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境づくりを充実させ、普及・啓発を行っていく必要があります。

また、平成33年の国民体育大会開催に向けて、運営体制の整備、住民への啓発、大規模なスポーツ大会の誘致等の取り組みを進めていく必要があります。



権兵衛の里走ろう大会

主要施策

(1) スポーツ活動の普及促進

- ①住民がスポーツに関心を持ち、気軽に参加できる環境づくりを行うことで、普及・啓発に努めます。
- ②体育協会など関係団体と連携し、権兵衛の里走ろう大会や町民駅伝大会等の内容充実及び運営体制の確立を図り、スポーツ活動への参加を促進します。
- ③スポーツ少年団をはじめ、各種スポーツ団体・クラブの活動を支援します。
- ④スポーツ活動の一層の活性化を促すため、スポーツ推進委員の確保、育成に努めます。
- ⑤スポーツによる事故・ケガに対して未然に対応するため、ケガの予防の啓発に努めるとともに、スポーツ安全保険への加入促進を図ります。

(2) 競技スポーツの推進

- ①スポーツ施設の適正な管理を行うとともに、町内スポーツ団体が開催する大会への支援など、競技スポーツに取り組みやすい環境づくりを推進します。
- ②全国大会等に出場する選手を支援するとともに、競技大会における成績優秀者の表彰や顕彰を行うことで、選手の成長を促し、スポーツに取り組む意欲を創出します。
- ③競技力の向上に向け、著名なスポーツ選手等による講習会・講演会を開催するとともに、美し国三重市町対抗駅伝大会に積極的に参加します。

(3) スポーツ施設の維持・整備

- ①各種スポーツ施設について、適正な維持管理と定期的なメンテナンスを行うとともに、整備員による日常管理を徹底し、施設を良好な状態に保ちます。
- ②県や関係団体と連携して、県営スポーツ施設のさらなる活用や適正な維持管理を図ります。
- ③スポーツ施設及び周辺施設に設置されたAED*の適正な維持管理を図り、利用者の安全確保に努めます。

(4) スポーツ合宿の拡大

- ①スポーツ合宿の誘致に向け、宿泊施設やスポーツ団体等の民間との連携を図り、ワンストップサービス*をはじめとする受け入れ体制を確立します。
- ②町営施設使用料の免除や県営施設使用料の町負担などの特典を生かしてPR活動を展開し、特に閑散期におけるスポーツ合宿の拡大に努めます。

(5) スポーツ大会の誘致

- ①町内のスポーツ団体が開催する大会への協力・支援を行います。
- ②関係団体と連携して、大規模なスポーツ大会の誘致に取り組み、開催への協力・支援を行います。

(6) 国民体育大会の開催

- ①平成 33 年開催予定の第 76 回国民体育大会「三重とわか国体」に向け、運営体制の確立や施設整備を図ります。
- ②国民体育大会の開催について住民の積極的な協力を促すとともに、スポーツへの関心を高めるきっかけとなるよう広報・啓発に努めます。



紀北いきいきカップ（グラウンドゴルフ大会）

5. 文化・芸術

現状と課題

人々の価値観がますます多様化する中で、人生にゆしみと潤いをもたらすものとして、文化や芸術に対する関心が一層高まっています。また、時代を超えて保護された文化財は住民の財産であり、次世代における豊かな文化の発展の基礎となるものです。

本町では、公民館を中心に住民の多様な文化・芸術活動が行われ、町主催の演奏会・演芸会等の文化・芸術行事を展開しています。また、郷土資料館での展示の充実や「郷土資料館だより」を発行するなど、文化財の保存と活用に取り組んでいます。

平成16年7月に「文化的景観」として世界遺産リストに登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の熊野古道伊勢路のうち、本町では、ツヅラト峠、荷坂峠、三浦峠、始神峠^{はじかみ}、馬越峠の5か所の峠道が世界遺産となっており、地域住民を中心とする保存会等と連携して、熊野古道の保存と継承に努めてきました。

文化・芸術は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、地域維持・発展と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種文化・芸術団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、文化財の保護・活用を図る必要があります。

また、世界遺産熊野古道は、国内にとどまらず世界のすべての人々と共有すべき財産であり、次の世代に受け継いでいく必要があります。



船だんじり



便ノ山神楽

主要施策

(1) 文化・芸術活動の推進

- ①各種の芸術・文化団体に対しては、創作活動や練習場所を提供するとともに、文化展や芸能大会など成果発表の機会を提供するなど文化・芸術活動を支援し、活性化を促進します。
- ②優れた文化・芸術に触れるため、一流のアーティスト等による演奏会、演芸会、美術展、講演会などの企画・開催に努めます。
- ③町内で開催される美術展や芸術大学生や若手芸術家等が町内に滞在して行う制作活動の支援に取り組みます。

(2) 世界遺産熊野古道の保存と継承

- ①地域住民を中心とする保存会や地元企業等と連携するなど、世界遺産熊野古道の保存と継承に努めます。
- ②小中学校での世界遺産熊野古道学習の支援や住民対象の古道ウォーキングなどを通じて、世界遺産熊野古道に対する理解を深めます。
- ③古道周辺の危険箇所の整備、危険木の調査・伐採、害虫の駆除など、古道の安全管理に努めます。

(3) 文化財の保護と活用

- ①文化財調査委員会と連携し、指定文化財を含めた文化財や埋蔵文化財の適切な保存に努めるとともに、本町に関係する歴史資料や文化財の収集・調査研究に努めます。
- ②郷土資料館の貴重な収蔵物の保護と保存に努めます。また、これらを活用して小中学生の郷土学習や企画展の開催、郷土資料館だよりの発行などにより郷土の歴史や文化の啓発に努めます。
- ③地域における伝統芸能や伝統行事等への支援を行います。

第5節 ともに担う参画と協働のまち

1. 協働のまちづくり

現状と課題

財政状況が一層厳しさを増すことが想定される中、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に住民参画、住民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

本町では、町の広報紙である広報「きほく」をはじめ、ホームページ、CATVによる行政放送などで様々な情報発信を行っているとともに、行政報告会を開催し、住民への情報提供を図ってきました。また、計画策定や事業の実施にあたって、住民の参画による協働のまちづくりに取り組んでいます。

現在、ボランティアや住民主体の活動が活発化し、これからのまちづくりの担い手としての役割が増してきています。

今後も、高度化・多様化する行政課題に対応していくため、住民による主体的な活動と、行政の迅速でわかりやすい情報提供を通じて、住民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進める必要があります。

また、これらの実現に向けて、自治体職員がより一層の意識改革を行い、住民目線での協働を行っていく必要があります。



行政報告会

主要施策

(1) 住民参画の充実

- ①各種行政計画の策定に際し、委員会や審議会の委員の一般公募、パブリックコメント*の実施等により、政策形成過程から住民が参画できる環境づくりを推進します。
- ②文化行事やイベント、祭りの企画・運営等への住民の参画・協働を促進します。
- ③協働のまちづくりに向けた職員の意識改革を図ります。

(2) 広報・広聴活動の充実

- ①広報紙、ホームページやC A T Vでの行政放送などを通じた行政情報発信の充実を図ります。
- ②行政報告会の開催やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動を図ります。
- ③「まちづくり協議会」からの提言を生かした施策の推進を図ります。

(3) 住民団体、ボランティア等の育成・支援

- ①多様な住民団体・ボランティア・N P O *等各種住民団体の自主的な活動を支援します。
- ②ボランティア活動等に参加しやすい環境づくりを支援します。

(4) 情報公開の充実

- ①適正な情報公開制度の運用を図り、情報公開の円滑な対応に努めます。



総合計画審議会

2. コミュニティ活動

現状と課題

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、地域のコミュニティ活動は、防災、防犯、福祉、環境保全、児童・青少年の健全育成など多様な分野で大きな役割を果たすことが期待されています。

本町においては、自治会を中心に地域での様々なコミュニティ活動が展開されています。

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。

今後も、コミュニティ活動の活性化のための支援を進めるとともに、各地域における自治機能の向上を促進し、地域の身近な課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていく必要があります。

主要施策

(1) コミュニティ意識の高揚

- ①コミュニティの重要性、コミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進します。
- ②コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を図ります。

(2) コミュニティ活動の活性化支援

- ①自主防災組織の育成や防犯・交通安全活動、見守り活動や子育て支援活動など様々なコミュニティ活動支援の充実を図ります。
- ②自治会への支援とともに、地域住民のふれあいの場、活動の場として活動拠点となる集会所等の整備・支援を行います。

3. 人権・男女共同参画

現状と課題

【人 権】

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利です。

本町では、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、学校における人権教育や様々な場や機会を捉えて啓発活動を実施してきました。

今後も、身の回りにある人権問題の現実を学び、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、引き続き積極的な啓発活動を進めていく必要があります。

【男女共同参画】

男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、今日の社会において極めて重要な課題となっています。

国においては、平成 27 年に第 4 次男女共同参画基本計画が策定され、あらゆる分野における男女共同参画の推進、女性の活躍推進の必要性が示されています。

本町では、紀北町男女共同参画基本計画に基づき、職場・地域・家庭における男女共同参画意識の高揚など、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を展開してきました。

しかし、職場や地域社会において、女性の就労条件についての各種社会制度の整備が進められていますが、男女共同参画はまだ十分とはいえない状況にあり、また、男女間におけるあらゆる暴力等の根絶も課題となっています。

今後も、意識改革とともに、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の場面において社会へ参画することができる真の男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。



人権講演会

主要施策

(1) 人権教育、人権啓発の推進

- ①性のあり方や年齢、障がいの有無、出身地、国籍などにかかわらず、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を推進します。
- ②高齢化・情報化に伴う人権問題やDV*など、社会状況の変化による新たな人権問題に対応するための啓発等を推進します。

(2) 男女共同参画の社会環境づくり

- ①広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、旧来からの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた制度の充実を図ります。
- ②各分野の審議会・委員会への女性委員の登用など政策や方針の決定の場への男女の参画を図ります。
- ③女性リーダー研修など女性への研修機会や学習機会の拡充を図ります。
- ④ワーク・ライフ・バランス*の実現に向け、育児・介護休業制度の普及促進や事業所への男女共同参画に関する啓発などを展開します。
- ⑤DV*などの暴力の防止について、啓発活動を行います。

(3) 相談体制の充実

- ①人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員による相談とともに、弁護士等による専門的な相談機会の充実を図ります。
- ②関係機関と連携し、DV*被害者の相談・支援体制の充実を図ります。

4. 交流、定住・移住

現状と課題

情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。また、地域間交流は、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取り組みが求められます。

本町は、大阪府四條畷市と友好都市提携を結んでいるほか、各種イベントなどを通じた他地域との交流活動、町外在住の本町出身者と情報共有や、情報交換を行う「ふれ愛ネット紀北会」との交流事業を実施しています。また、ALT*による外国語教育や外国語講座の充実を図ってきました。さらに、移住を促進するため、空き家情報の収集・提供を行っています。

今後も、人口減少傾向が続く中、交流人口の増加に向けた他地域との交流活動の活性化とともに、定住・移住対策を総合的に推進する必要があります。



ふれ愛ネット紀北会交流会（三重テラス）

主要施策

(1) 多様な交流の推進

- ①四條畷市との友好都市交流やイベント等を通じた他地域との交流活動を推進します。
- ②多くの住民が交流を経験できるよう、住民主体の交流活動を支援します。
- ③町外在住の本町出身者との情報交換などを通じて、本町の活性化を促進するための事業を推進します。
- ④海・山・川等の大自然の魅力を生かした交流や農林水産業の就業体験を通じた交流を促進します。

(2) 国際交流の推進

- ①学校教育や生涯学習講座等におけるALT*による外国語教育・講座など、住民の国際理解を深めるための機会拡大を図ります。
- ②国際交流団体の育成・支援を行い、住民主導の国際交流活動の展開を促進します。

(3) 定住・移住対策の推進

- ①移住に関する協議会等の設立など定住・移住を総合的に推進するための体制づくりを図ります。
- ②空き家バンク制度*を推進し、町内の空き家の状況把握、修繕に対する支援などにより、空き家の有効活用を図ります。
- ③地域おこし協力隊*・集落支援員*などの人材確保を図ります。
- ④移住促進に向けた魅力ある生活環境の整備と移住者への支援を行います。
- ⑤農林水産業就業体験、就業相談等を生かした定住・移住の促進を図ります。
- ⑥地域産業の活性化や人材育成等による定住・移住の促進のため、高等教育機関のサテライト*等の誘致に取り組みます。

5. 行財政経営

現状と課題

地域のことは地域が自ら考え決定し、その財源・権限と責任も自らが持つことが求められる中、これからの自治体には住民と協働しながら自らの進むべき方向を決定し、具体的な施策を実行していく経営能力が求められています。

本町では、行財政改革大綱などに基づき、庁内の機構改革をはじめ、人件費を中心とした歳出の削減、事務事業の整理合理化、情報化の推進などによる効率的、計画的な行政経営に努めてきました。また、人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上にも努めています。

一方で、これまでに整備してきた公共施設やインフラが改修・更新時期を迎えており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

今後も、これまでの行政サービスを維持しながら、持続可能な行政経営を進めていくために、行財政改革を計画的かつ積極的に推進していく必要があります。

また、紀北町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設やインフラ施設の老朽化や管理状況を把握し、公共施設の適切な管理を推進していく必要があります。



役場本庁舎



海山総合支所

主要施策

(1) 行財政改革の推進

- ①中長期的な見通しに立った行財政経営や行財政改革大綱に基づき、行財政改革を推進します。
- ②指定管理者制度*等による民間活力の活用を図ります。
- ③限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての見直しを図ります。
- ④新地方公会計制度*による財政状況の分析・活用を図るとともに、事業効果や費用効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事務事業の見直し、事業の重点化・差別化等を図りながら、効果的・効率的な財政経営を推進します。
- ⑤将来の財政負担の軽減を図るため、紀北町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な維持管理を行います。

(2) 職員の能力向上

- ①紀北町人材育成基本計画に基づく研修等により、職員の資質向上を図ります。
- ②職員の能力開発を図るため、人事評価制度の円滑な運用を図ります。

(3) 自主財源の確保

- ①受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、町税を含めた収納率の向上や公共施設等の利用者の増加及び維持管理コストの縮減などに努めます。
- ②滞納防止や滞納整理等の推進、町有財産の有効活用、ふるさと納税*制度などによる自主財源の確保とともに、国・県の各種補助制度の有効活用を図ります。

(4) 広域行政の推進

- ①広域行政におけるサービスの充実を図るため、広域行政機能を点検・強化し、より効率的な行政経営を推進します。
- ②既存の広域行政のほか、広域的な対応が効果的な施策・事業について、様々な分野での連携を検討します。

第3章 前期基本計画における満足度指標一覧

新たなまちづくりの基本目標（5つの施策の柱）ごとに、アンケート調査結果を基にした満足度指標を次のとおり設定します。

基本目標1 ずっと暮らせる安全・快適なまち

(単位：点)

満足度調査項目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
火災や地震など災害からの安全性	41.4	46
防犯、交通安全施設整備の状況	50.9	56
騒音・振動・悪臭等の状況	62.3	70
ごみの収集・処理の状況	73.9	74
上水道の整備状況	77.0	77
生活排水処理の状況	53.8	59
町営墓地と火葬場の管理・運営状況	66.2	70
町営住宅の整備状況	50.2	55
公園・緑地・広場の整備状況	48.5	54
道路の整備状況	53.2	58
公共交通の便利さ	34.4	44
インターネット環境など情報通信体系の整備状況	49.3	54
自然環境の豊かさ	76.0	76

基本目標2 やさしさを支え合う健康・福祉のまち

(単位：点)

満足度調査項目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
保健・医療サービスや施設整備の状況	48.7	54
福祉サービスや施設整備の状況	51.6	57
保育・子育て環境	49.4	54

基本目標3 魅力と活力ある産業のまち

(単位：点)

満足度調査項目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
日常の買物の便利さ	45.2	50
働きがいのある職場	37.7	48

基本目標4 心豊かに夢を育む教育・文化のまち

(単位：点)

満足度調査項目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
生涯学習活動、芸術・文化活動や施設整備の状況	49.0	54
スポーツ活動や施設整備の状況	48.6	54
子どもの教育環境	46.6	52

基本目標5 とともに担う参画と協働のまち

(単位：点)

満足度調査項目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
人権尊重の状況	51.7	57
人情味や地域の連帯感	61.7	70
公民館や集会所などの整備状況	60.1	70
行政情報や催事情報の提供状況	57.3	62

※満足度指標について

満足度指標は、アンケート調査で設定した満足度調査項目の5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出しています。点数は100点満点を採用し、「満足している」＝100点、「やや満足している」＝75点、「どちらともいえない」＝50点、「やや不満」＝25点、「不満である」＝0点として、合計点数を「不明・無回答」を除く件数で除して算出しています。

満足度指標の目標値について

満足度 70 点を目標達成の目安とし、それを目指すため、平成 33 年度の目標値を下表のと
おりの基準で設定しました（小数点以下は四捨五入）。

現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)	備 考
30 点未満	現状値＋ 15 ポイント	住民の半数が満足を目指す
30 点以上 40 点未満	現状値＋ 10 ポイント	住民の半数程度が満足
40 点以上 50 点未満	現状値＋ 5 ポイント	
50 点以上 60 点未満		目標達成を目指す
60 点以上 70 点未満	70 点	目標達成
70 点以上	現状維持	目標達成を維持

資料編



マンボウ（町の魚）

用語解説

名 称	解 説
あ行	
空き家バンク制度	空き家物件の把握・登録とともに、希望者に対して賃貸や購入が可能な空き家を紹介する制度。
アンテナショップ	企業や自治体などが製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。
インバウンド	海外から日本へ来る観光客のこと。
温室効果ガス	温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、フロンガスなど。地球温暖化の主な原因と考えられる。

か行	
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来の単独処理浄化槽に比べて、河川等の公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
観光DMO	DMOは Destination Management/Marketing Organization の略。多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりを実現するための戦略策定とともに、戦略を実施するための調整機能を備えた法人のこと。
きほくファミラボ	紀北町結婚・妊娠・出産・子育て応援サイト。結婚・妊娠・出産・子育てに関する町の情報を集約したポータルサイト。
ケアマネジメント	福祉や医療などのサービスについて、必要とする人が様々なサービスの中から最も効果的かつ適切なサービスを受けられるように調整すること。
健康寿命	健康上の問題がない状態で日常生活を送ることができる期間。
公衆無線LAN	公共施設や商業施設など特定の場所で利用できる無線でのインターネット接続サービス。
国民健康保険制度改革	医療保険制度を持続可能なものとしていくため、国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行などによる医療保険制度の財政基盤の安定化を図る改革。平成30年度より市町村から都道府県へ財政運営の責任主体となる。
コミュニティ・スクール	保護者や地域住民が一定の責任を持って主体的に学校運営に参画する仕組みのこと。

さ行	
サテライト	衛星の意味から転じて、企業または団体の本拠地から離れた所に設置された支店や支部のこと。
自己肯定感	自らの価値や存在意義を肯定できる感情。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、営利企業・財団法人・NPOなど法人その他の団体に代行させることができる制度。
シルバー人材センター	高齢者に就労の機会の提供、職業紹介、知識・技術の講習を行う公益法人。
住宅ストック	建築されている既存の住宅のこと。

名 称	解 説
集落支援員	地域の実情に詳しく、集落対策の知識を有した人材を集落支援員として自治体が委嘱し、自治体職員と連携して、集落の巡回、状況把握等を実施する。
浄化槽汚泥濃縮車	し尿処理施設への汚泥の運搬量を軽減することのできる汚泥処理・運搬車。
新地方公会計制度	これまでの単式簿記・現金主義会計であった官庁会計に、複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を取り入れた会計制度。
森林GIS	森林基本図や森林計画図、森林簿といった森林の基本情報をデジタル化し、個別に管理されていた図面等を一元管理するシステム。

た行

耐震シェルター	地震で住宅が倒壊しても、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を確保し、寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置。
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱する制度。隊員は、地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組み。
地域商社	地域に密着して、生産者と連携し、地域資源の発掘・活用、市場調査、商品開発、ブランド化、販路開拓などを一貫して行い、地域内外に商品を販売する組織。
地域包括ケアシステム	介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供できる体制のこと。
地域包括支援センター	高齢者やその家族をはじめとする地域の総合相談窓口としての役割と、介護予防事業の推進、地域の保健、医療、福祉全般の包括的支援の拠点という役割を一元的に果たす窓口。
地籍調査	国土調査法に基づき、土地の権利関係を明確化するため、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
ちょい減らし + 10 (プラス・テン)	本町の健康づくりの合言葉。生活習慣病の予防や健康の維持・増進のために、取りすぎている「カロリー」「糖分」「塩分」「アルコール」などをちょっと減らして、今より10分間多く体を動かすこと。
長寿命化	施設の点検、維持管理、修繕等に取り組み、施設使用期間を可能な限り延伸させること。
地理情報システム	位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析や情報を視覚的に表示させるシステム。
低炭素	地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を減らすこと。
ドクターヘリ	救急医療用の医療機器などが装備され、救急医療の専門医や看護師が同乗し、救急現場などから医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプター。
トレーサビリティシステム	水産物や農産物、肉などの食品について、生産流通の履歴を管理して追跡できる仕組み。

名 称	解 説
な行	
2次交通	拠点となる鉄道駅、バスターミナル等から観光地までの交通。
認知症ケアパス	認知症の人の生活機能障がいの進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示する一覧。
認知症サポーター	認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。市町村等が実施する「認知症サポーター養成講座」を修了した者。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、相談、家族支援などの初期の支援を集中的に行うチームのこと。
ねたきり老人等福祉保健手当	在宅で3か月以上、寝たきりの高齢者等を介護する家族などへの手当。
は行	
バイスタンダー	救急現場に居合わせた人。
パブリックコメント	公的な機関が計画などを策定する際に、事前に広く意見などを求める手続き。
避難行動要支援者	災害時の避難などに支援が必要な方。具体的には高齢者、障がい者、傷病者など。
福祉有償輸送サービス	道路運送法に基づき登録された社会福祉法人などの非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護高齢者や障がい者を対象に、通院等を目的に有償で行う移送サービス。
ふるさと納税	任意の地方自治体に寄附ができる制度。寄附の使い道を指定することから地域づくりに貢献できるほか、寄附に対する返礼品等により、地域の魅力を知ることができ、寄附額に応じて税金が控除される。
フレイル	虚弱となった状態。加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。
ブロードバンド	高速で大容量の情報が送受信できる通信網。広帯域通信網。
防災ハザードマップ	平常時から災害に備えてとるべき対策や災害時における安全な避難行動に役立つ情報を記載した地図。
ま行	
みえの安心食材	環境への配慮や食の安全・安心を確保する生産管理により生産した農畜林産物について、生産方法等を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物に「みえの安心食材」マークを表示する三重県独自の制度。
御厨（みくりや）	供祭用の食材等を調進するために設けられた所領。皇室領や伊勢神宮などの神領などの荘園。
木質バイオマス	木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源のこと。伐採や造材の際に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑を燃料等の資源として活用する。

名 称	解 説
や行	
ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障がい・能力を問わずに利用することができる誰にでも使いやすい施設・製品・情報の設計。
要保護児童	保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。
ら行	
6次産業化	農林水産業など1次産業（生産）に携わる者が、2次産業（加工）や3次産業（流通）にも関わる取り組み。
ローリング方式	施策や事業の見直しを毎年転がすように定期的に行っていく手法。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。働きながら私生活を充実させるため、職場や社会環境を整えること。
ワンストップサービス	関連するすべての作業や手続を一度あるいは1か所で完了できるサービス。
A B C	
A E D	（Automated External Defibrillator）自動体外式除細動器。心臓がけいれんを起こし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。
A L T	（Assistant Language Teacher）外国語指導助手。
D V	（Domestic Violence）ドメスティックバイオレンス。同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟などの家族から受ける家庭内暴力のこと。
I C T	（Information and Communication Technology）情報通信技術。
I T	（Information Technology）情報技術。
F S C	（Forest Stewardship Council）森林管理協議会（国際的機関）。F S Cの認証は、環境保全の点からみて適切で、社会的な利益にかなう、経済的にも持続可能な森林管理に対する国際的な認証制度。
N P O	（Nonprofit Organization）民間非営利団体。
P D C A マネジメント サイクル	施策や事業についてのP（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Act：改善に向けた行動）のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。
S N S	（Social Networking Service）インターネットを活用し、個人間のコミュニケーションを支援・促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

紀北町第2次総合計画 策定経過

月 日		事 項
1月	上旬	まちづくりに関するアンケート配布（配布数 2,000 票・無作為抽出）
2月	上旬	まちづくりに関するアンケート回収（回収数 692 票・回収率 34.6%）
	中旬から3月上旬	まちづくりに関するアンケート集計・分析
3月	上旬	まちづくりに関するアンケート調査報告書完成
	23日	理事者協議（アンケート調査結果報告）
4月	28日	第2次総合計画策定支援業務委託業者選考委員会
5月	1日	まちづくりに関するアンケート調査の公表（広報5月号）
		策定委員会公募委員の募集（広報5月号）
	11日	策定支援委託業者との協議
	17日	各課へ策定委員の推薦依頼
	18日	理事者協議（審議会委員及び策定委員の選任等）
	30日～31日	町長インタビュー
		現地調査（町施設、町内景観など）
		職員へ第1次総合計画後期基本計画達成状況調査（シート記入依頼）及び第2次総合計画策定スケジュールの説明
6月	上旬	策定委員及び審議会委員の選定・依頼
	下旬	第1次総合計画後期基本計画達成状況調査シートの回収
	27日～30日	第1次総合計画後期基本計画達成状況調査ヒアリング（各課）
	28日	第1回策定委員会（委員委嘱・スケジュール等説明）
8月	8日	第2回策定委員会（ワークショップ）
	19日	理事者協議（第1回審議会について）
	30日	第1回審議会（委員委嘱・スケジュール等説明）
9月	12日	議会へ第1次総合計画後期基本計画達成状況調査結果の報告
	29日	第3回策定委員会
10月	6日	第4回策定委員会（部会別）
	27日	第5回策定委員会
11月	21日	第2回審議会
	24日	第6回策定委員会
12月	1日	第7回策定委員会
	20日	第8回策定委員会
	27日	理事者協議（第3回審議会について）
1月	13日	第3回審議会
	17日	理事者協議（第3回審議会議事内容について）
	24日	総合計画議会全員協議会
2月	9日	第9回策定委員会
	16日	パブリックコメント開始（3/17 まで）
	22日	理事者協議（第4回審議会について）
	23日	第4回審議会
3月	1日	総合計画審議会答申
	17日	パブリックコメント終了
	22日	理事者協議（パブリックコメント及び修正事項について）
	23日	議会報告・第2次総合計画確定

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、紀北町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 町長の諮問に応じて、紀北町総合計画の調整その他実施に関し、必要な調査及び審議を行わせるため、紀北町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 議会の議員 8人
- (2) 教育委員会の委員 2人
- (3) 農業委員会の委員 2人
- (4) 公共的団体等の役員又は職員 10人
- (5) 学識経験を有する者 4人
- (6) 町長が特に必要と認めた者 4人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前条に規定する諮問に係る答申が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき、又は欠けたときにその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、町長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 会長は、特定の事項を調査審議するため、必要があると認めた場合には、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

（委員以外の者の出席）

第8条 審議会は、専門事項について特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の運営その他に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

紀北町第2次総合計画 審議会 委員名簿

※敬称略

区 分	所属・役職名	氏 名
議会の議員	紀北町議会議員	原 隆伸
	紀北町議会議員	奥村 仁
	紀北町議会議員	樋口 泰生
	紀北町議会議員	太田 哲生
	紀北町議会議員	瀧本 攻
	紀北町議会議員	近澤 チヅル
	紀北町議会議員	入江 康仁
	紀北町議会議員	奥村 武生
教育委員会の委員	紀北町教育委員会 委員	河村 幸信
	紀北町教育委員会 委員	西村 真紀
農業委員会の委員	紀北町農業委員会 会長	田中 安裕
	紀北町農業委員会 副会長	谷口 武久
公的団体等の役員又は職員	森林組合おわせ 理事兼参事	大西 克明
	紀北町体育協会 会長	中尾 重志
	みえ熊野古道商工会 会長	藤村 達司
	紀北町婦人会連絡協議会 会長	谷口 絹子
	紀北町文化協会 会長	吹上 榮作
	紀北町自治会連合会 会長	岡村 哲雄
	紀北町民生委員・児童委員協議会 会長	松永 幸也
	三重外湾漁業協同組合 紀州支所 支所長	畑 芳晴
	紀北町消防団 団長	世古 勝典
	紀北町社会福祉協議会 会長	竹中 光男
学識経験を有する者	紀北町観光協会 会長	川合 誠一
	紀北町建設業協会 会長	平野 金人
	紀北町校長会 会長	伊藤 青史
	医師	木ノ内 勝己
町長が特に必要と認めた者	紀北町地域包括支援センター海山 ブランチ長	畑中 美穂
	魚まち歩観会	東 佐知
	紀北町PTA連絡協議会 母親部長	竹平 ますみ
	子育て支援センター 子育てひろば「ひまわり」センター長	横江 ゆう子

紀北町総合計画審議会

会長 岡村 哲雄 様

紀北町第2次総合計画について（諮問）

紀北町第2次総合計画を策定するにあたり、紀北町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成28年8月30日

紀北町長 尾 上 壽 一

平成29年 3月 1日

紀北町長 尾上 壽一 様

紀北町総合計画審議会
会 長 岡 村 哲 雄

紀北町第2次総合計画について（答申）

平成28年8月30日付け、紀企第83－15号で諮問のありました紀北町第2次総合計画については、慎重に審議をした結果、別紙のとおり答申します。

本計画におけるまちの将来像の実現に向け、基本構想に基づき前期基本計画の着実な取り組みを進めていただきたい。

紀北町総合計画策定委員会設置要綱

（ 目的及び設置 ）

第1条 紀北町総合計画の策定にあたり、各分野の専門的な事項の調査、検討と各分野間の連絡調整等を行い、計画に反映させるため、紀北町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（ 所掌事務 ）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) まちづくりに係る意向の把握及び分析に関する事項
- (2) 各分野の専門的な検討及び調整に関する事項
- (3) その他計画策定に関し必要な事項

（ 組織 ）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長、副委員長は企画課長をもって充てる。

3 委員は各所属長の推薦により選出された者及び町長が必要と認めた者をもって充てる。

4 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（ 会議 ）

第4条 委員会は、必要の都度開催する。

2 委員が委員会に出席できない場合は、あらかじめ当該委員が指名した職員をもって代理させることができる。

（ 作業部会 ）

第5条 委員会に、その所掌事項の細部にわたる専門的な事項を調査、検討するための作業部会を置くことができる。

2 作業部会に部会長を置き、部会長は委員の内から互選する。

（ 事務局 ）

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

（ その他 ）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

紀北町第2次総合計画 策定委員会 委員名簿

委員長：副町長 竹内康雄

副委員長：企画課長 中場 幹

※敬称略

部 会	所属・役職		氏 名	備 考
第1部会 都市基盤・ 生活環境分野	1	海山地区自主防災会 会長	脇 一海	民間
	2	紀北町建設業協会 副会長	森本 慶太	民間
	3	紀北町消防団女性分団 紀伊長島方面隊分団長	谷 千恵子	民間
	4	女性会議さほく 会長	民部 成子	民間
	5	一般公募委員	赤井 克彦	民間
	6	危機管理課課長補佐	近藤 大志	行政
	7	建設課係長	寺浦 圭	行政
	8	環境管理課主幹	鶴田 博樹	行政
	9	水道課課長補佐	中野 徹	行政
	10	事務局・企画課係長	喜多 敦	行政

第2部会 保健・医療・ 福祉分野	1	紀北町民生委員・児童委員協議会 副会長	前川 雅美	民間
	2	鍼灸師	野中 祐史	民間
	3	紀北町食生活改善推進協議会 会長	家倉 生代	民間
	4	紀北町私立保育所運営協議会 会長	西村 卓二	民間
	5	一般公募委員	長井 芳幸	民間
	6	一般公募委員	中井 孝佳	民間
	7	税務課主幹	東 雅人	行政
	8	福祉保健課主幹	上野 淑	行政
	9	住民課係長	藤原 純一	行政
	10	事務局・企画課主任	井谷 雅	行政

第3部会 産業・交流分野	1	伊勢農業協同組合 紀北経済センター長	藤原 彰	民間
	2	森林組合おわせ 加工販売課 課長補佐	濱田 長宏	民間
	3	紀北町水産振興連絡協議会監事	脇 泰廣	民間
	4	みえ熊野古道商工会 事業部係長	東 和孝	民間
	5	紀北町観光協会 理事	東 城	民間
	6	一般公募委員	氏原 翔平	民間
	7	商工観光課係長	久保 有謙	行政
	8	農林水産課課長補佐	上村 毅	行政
	9	事務局・企画課課長補佐	塩崎 清人	行政

第4部会 教育・文化・ 協働分野	1	社会教育委員長	松永 孝	民間
	2	スポーツ推進委員	宮田 摂	民間
	3	紀北町文化協会 副会長	塩崎 剛尚	民間
	4	一般公募委員	長井 知津代	民間
	5	総務課係長	岡村 賢二	行政
	6	財政課係長	山口 文明	行政
	7	学校教育課主幹	中野 律	行政
	8	生涯学習課係長	奥村 京英	行政
	9	事務局・企画課主任	植村 和将	行政

紀北町第 2 次総合計画

平成 29 年 3 月

発 行 紀 北 町

〒 519-3292

三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

TEL : 0597-46-3113 FAX : 0597-47-5908

e-mail : kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp

URL : <http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/>

印 刷 株式会社アイブレーション

